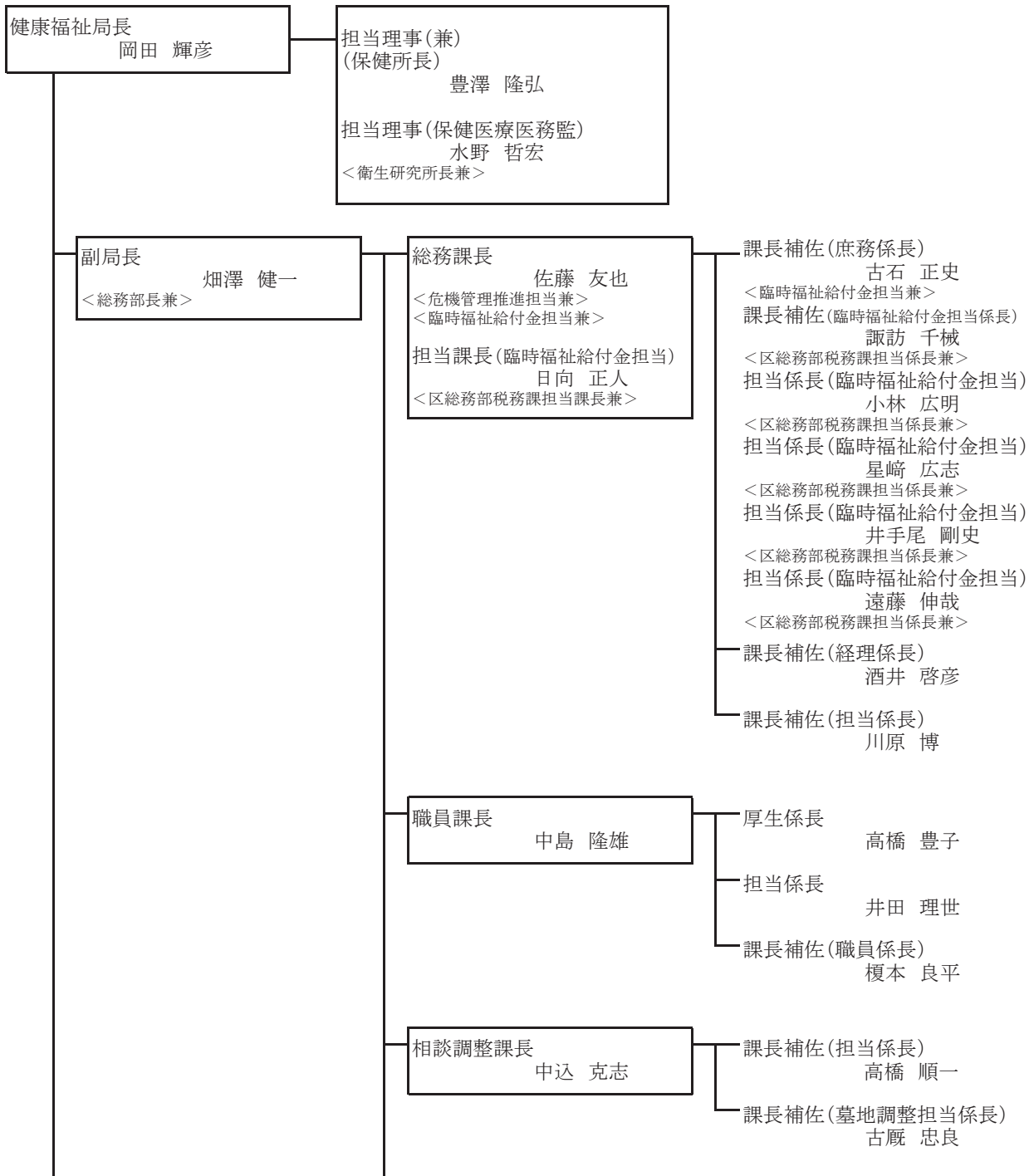


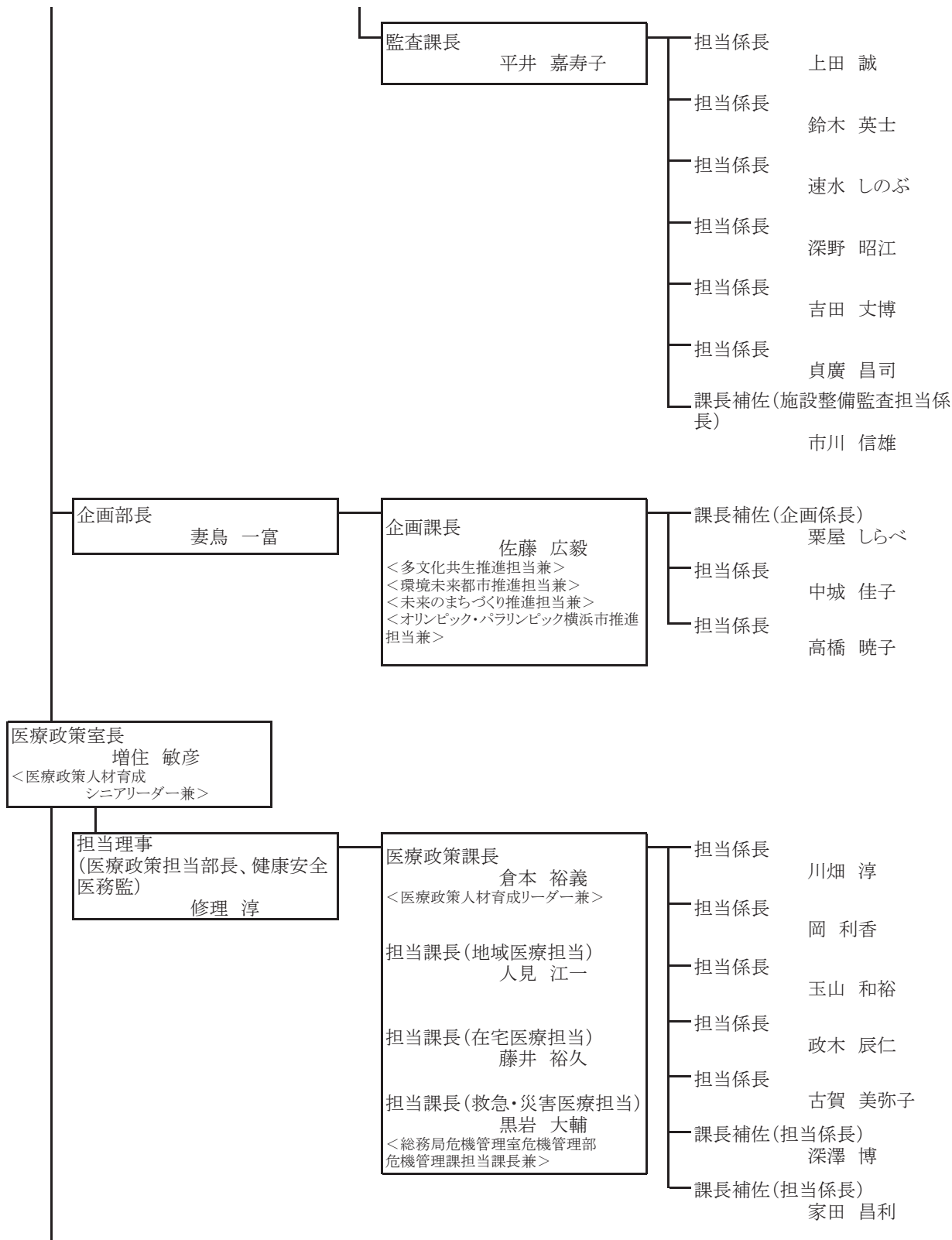
機構及び事務分掌

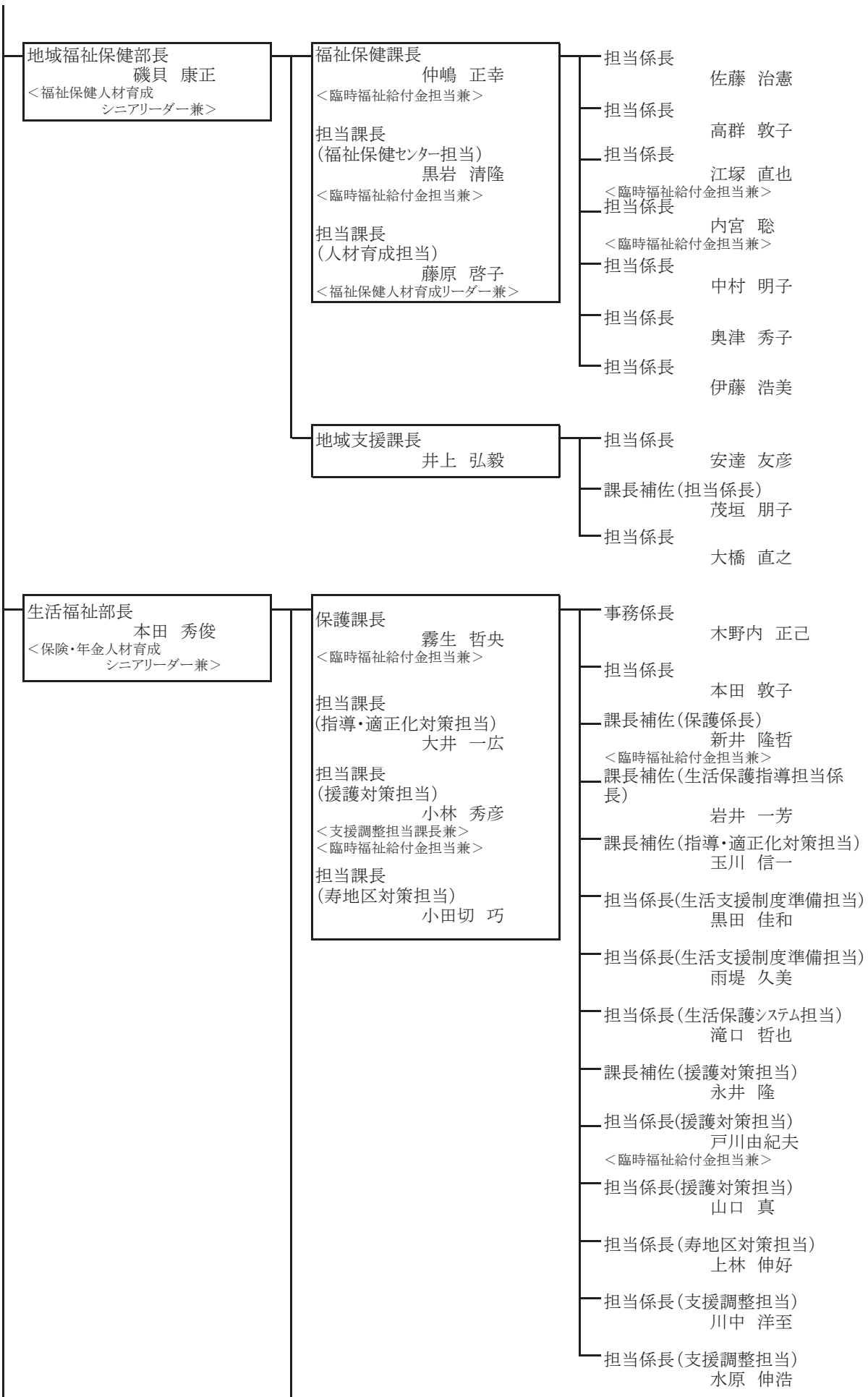
(平成 26 年 5 月)

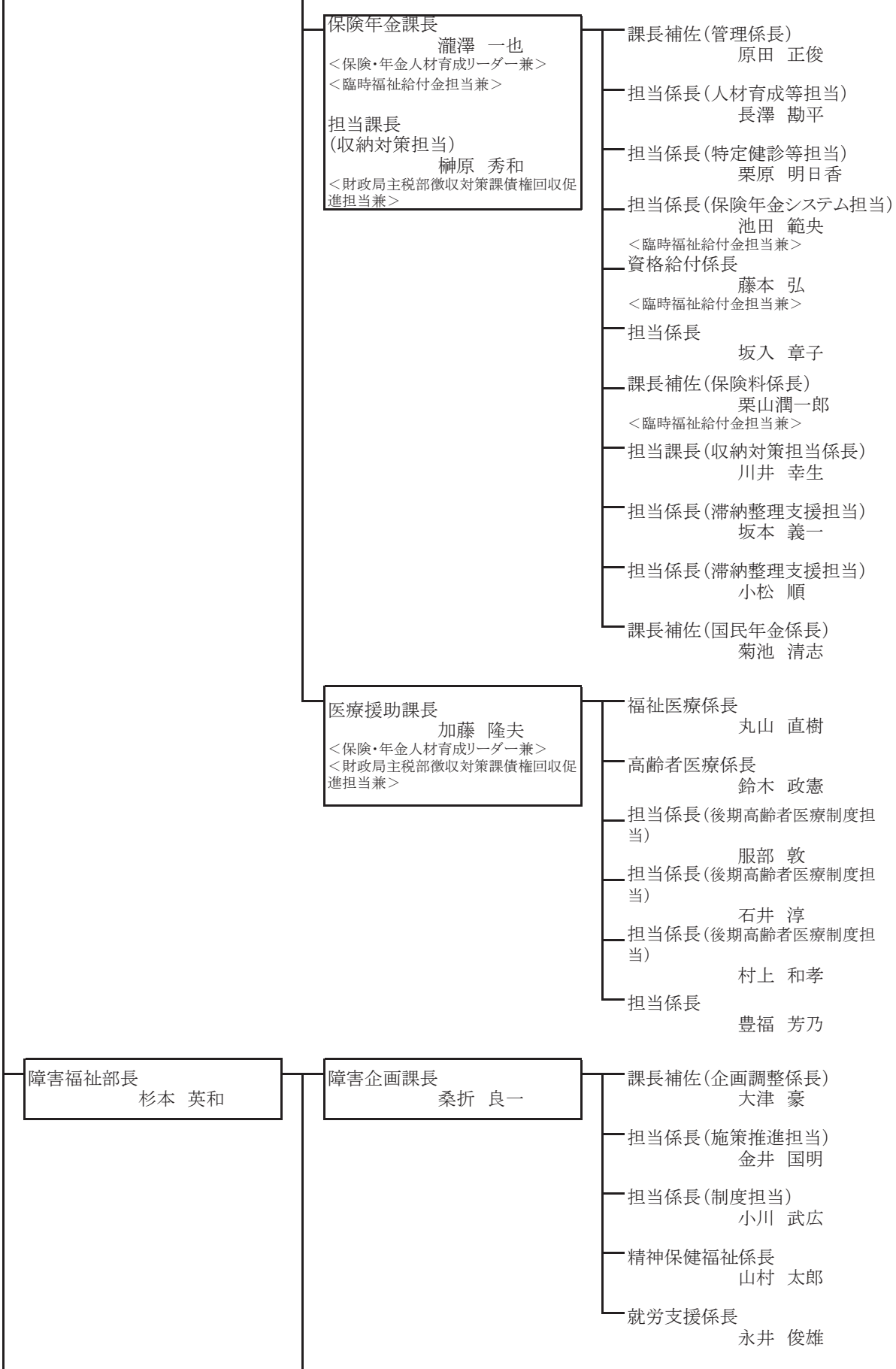
健康福祉局

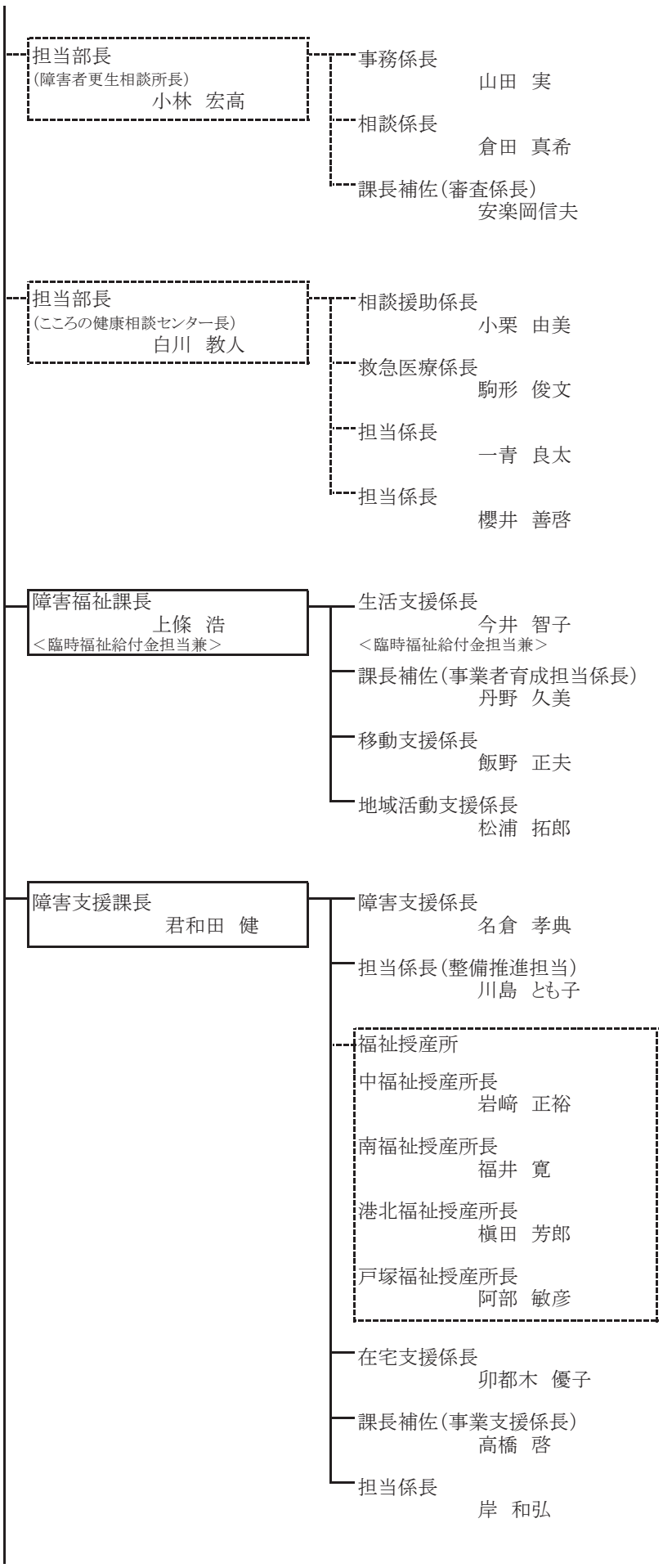
健康福祉局機構図(平成26年5月15日現在)

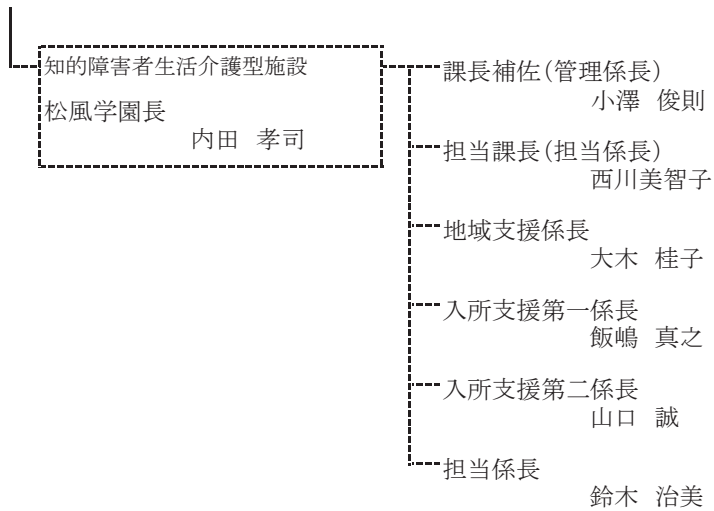












高齢健康福祉部長
細川 哲志
<保険・年金人材育成
シニアリーダー兼>

高齢健康福祉課長
松浦 淳

- 課長補佐(計画調整係長)
岡本 今日子
- 生きがい係長
大淵 拓也
- 担当係長
落合 加恵子

高齢在宅支援課長
堀内 俊幸

- 在宅支援係長
古角 朋彦
- 課長補佐(担当係長)
大島 範子
- 担当係長
山尾 敏弘
- 介護予防担当係長
見村 めぐみ
- 課長補佐(認知症等担当係長)
石原 千草

高齢施設課長
武井 和弘

担当課長
(高齢施設整備担当)
久保田 彰人
<介護事業指導課担当課長兼>

- 課長補佐(施設運営係長)
藤本 剛
- 担当係長
村上 恵介
- 施設整備係長
北條 雅之
- 課長補佐(担当係長)
井波 昭彦

養護老人ホーム
恵風ホーム所長
江藤 俊哉

副所長
所 泰弘

名瀬ホーム所長
富井 真人

課長補佐(副所長)
田邊 修

介護保険課長
星 信行
<保険・年金人材育成リーダー兼>
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>
<臨時福祉給付金担当兼>

課長補佐(担当係長)
水野 直樹
課長補佐(担当係長)
遠藤 寿彦
担当係長
佐藤 修一
担当係長
菊池 潤
担当係長
川崎 和則
担当係長
廣原 英樹
<臨時福祉給付金担当兼>

介護事業指導課長
赤澤 俊之

指導監査係長
浜田 美德
課長補佐(担当係長)
南 嘉弘
課長補佐(運営支援係長)
小賀野 健一
担当係長
平社 晃一
担当係長
鴨野 寿美夫

健康安全部長
田中 靖
担当部長(監視等担当)
横溝 力男
<放射線対策担当兼>
担当部長(医務担当)
岩田 眞美
<健康安全課長兼>
<新型インフルエンザ等対策担当部長兼>
<臨時福祉給付金担当兼>
担当部長(兼)(健康安全担当)
里見 正宏
<鶴見区福祉保健センター長>
担当部長(兼)(保健事業担当)
秋元 政博
<保土ヶ谷区福祉保健センター医務担当部長>
担当部長(兼)(健康安全担当)
高野 つる代
<磯子区福祉保健センター医務担当部長>
担当部長(兼)(健康安全担当)
富田 千秋
<金沢区福祉保健センター長>

担当部長(健康安全課長)(兼)
岩田 眞美
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>
<臨時福祉給付金担当兼>
担当課長
(新型インフルエンザ等対策担当)
高橋 馨
担当課長
(放射線対策担当)
小川 信也
担当課長(兼)(健康安全担当)
青木 匡司
<瀬谷区福祉保健センター医務担当課長>

課長補佐(担当係長)
山本 憲司
<臨時福祉給付金担当兼>
担当係長
菅野 美穂
担当係長
市川 美貴
担当係長
高木 大輔
課長補佐(健康危機管理担当係長)
牛頭 文雄
担当係長(健康危機管理担当)
木野知 裕
<放射線対策担当兼>
担当係長(健康危機管理担当)
毛利 一也
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
羽布津 昌子
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
梅澤 伸宏

生活衛生課長
渡辺 昭嘉
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

課長補佐(環境指導係長)
池田 進
生活衛生係長
有竹 義男

<生活衛生課長、環境指導係長及び生活衛生係長は、健康安全課健康危機管理担当を兼務>

動物愛護センター長
本間 豊

運営企画係長
山本 登
担当係長
稲垣 崇之
愛護推進係長
梅田 宏子

食品衛生課長
泉 俊明
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

食品衛生係長
河野 誠
食品監視係長
仙田 隆一
担当係長
及川 知子
<放射線対策担当兼>

<食品衛生課長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
濱 哲夫
<放射線対策担当兼>

担当係長
富岡 幸世
課長補佐(担当係長)
古家 浩一
担当係長
大久保志保
担当係長(医療安全相談担当)
東 健一
担当係長(医療監視等担当)
前原 幹弘
担当係長(医療監視等担当)
小林 宏司
担当係長(医療監視等担当)
宮下 公一
<放射線対策担当兼>

保健事業課長
茂木 潤一
担当部長(保健事業課担当課長)
佐藤 眞理代
担当部長(保健事業課担当課長)
田中 園治
担当課長
前中 ゆかり
担当部長(事業推進担当課長)
木村 博和
担当課長(健康づくり担当)
横森 喜久美
担当課長(兼)
五十嵐 吉光
<緑区福祉保健センター医務担当課長>
担当課長(兼)
小野 範子
<泉区福祉保健センター医務担当課長>

担当係長
山下 和宏
担当係長
曾我 直樹
担当係長
滝澤 良
担当係長
橋本 宏
担当係長
長尾 眞佐枝
課長補佐(担当係長)
北村 秀一
<放射線対策担当兼>
担当係長
中出 純子
担当係長(健康づくり担当)
平林 桂
担当係長(健康づくり担当)
伊藤 彩子
担当係長(兼)
近藤 修治
<南区福祉保健センター医務担当係長>

環境施設課長
松永 正彦

施設係長
富田 紀行
斎場
久保山斎場長
橋本 寿晴
担当係長(久保山斎場担当)
志村 雅二
南部斎場長
渡辺 洋一
担当係長(南部斎場担当)
保科 博史
北部斎場長
加藤 正司
担当係長(北部斎場担当)
野村 泰弘
戸塚斎場長
木村 顯
担当係長(戸塚斎場担当)
内山 隆

中央卸売市場本場食品衛生検査所長
市川 英毅

担当係長 山口 正
課長補佐(担当係長) 岩波 康人

中央卸売市場南部市場食品衛生検査所長
笹尾 忠由

担当係長 西岡 進
担当係長 石井 賢雄

担当部長(食肉衛生検査所長) 桃井 宏之
副所長 小須田 久

課長補佐(担当係長) 半澤 浩幸
担当係長 楠 哲也
担当係長 伊澤 三彩
担当係長 原 みゆき

保健所長 豊澤 隆弘
担当理事(保健医療医務監) 水野 哲宏

<保健所職員は、下記の健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務>

<生活衛生課長、食品衛生課長、環境指導係長、生活衛生係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

健康安全部長 田中 靖
担当部長(監視等担当) 横溝 力男
<放射線対策担当兼>
担当部長(医務担当) 岩田 眞美
<健康安全課長兼>
<新型インフルエンザ等対策担当部長兼>
<臨時福祉給付金担当兼>
担当部長(兼)(健康安全担当) 里見 正宏
<鶴見区福祉保健センター長>
担当部長(兼)(保健事業担当) 秋元 政博
<保土ヶ谷区福祉保健センター医務担当部長>
担当部長(兼)(健康安全担当) 高野 つる代
<磯子区福祉保健センター医務担当部長>
担当部長(兼)(健康安全担当) 富田 千秋
<金沢区福祉保健センター長>

担当部長(健康安全課長)(兼) 岩田 眞美
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>
<臨時福祉給付金担当兼>
担当課長(新型インフルエンザ等対策担当) 高橋 馨
担当課長(放射線対策担当) 小川 信也
担当課長(兼)(健康安全担当) 青木 匡司
<瀬谷区福祉保健センター医務担当課長>

課長補佐(担当係長) 山本 憲司
担当係長 菅野 美穂
担当係長 市川 美貴
担当係長 高木 大輔
課長補佐(健康危機管理担当係長) 牛頭 文雄
担当係長(健康危機管理担当) 木野知 裕
<放射線対策担当兼>
担当係長(健康危機管理担当) 毛利 一也
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当) 羽布津 昌子
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当) 梅澤 伸宏

生活衛生課長
渡辺 昭嘉
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

課長補佐(環境指導係長)
池田 進
生活衛生係長
有竹 義男

<生活衛生課長、環境指導係長及び生活衛生係長は、健康安全課健康危機管理担当を兼務>

動物愛護センター長
本間 豊

運営企画係長
山本 登
担当係長
稲垣 崇之
愛護推進係長
梅田 宏子

食品衛生課長
泉 俊明
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

食品衛生係長
河野 誠
食品監視係長
仙田 隆一
担当係長
及川 知子
<放射線対策担当兼>

<食品衛生課長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
濱 哲夫
<放射線対策担当兼>

担当係長
富岡 幸世
課長補佐(担当係長)
古家 浩一
担当係長
大久保志保
担当係長(医療安全相談担当)
東 健一
担当係長(医療監視等担当)
前原 幹弘
担当係長(医療監視等担当)
小林 宏司
担当係長(医療監視等担当)
宮下 公一
<放射線対策担当兼>

福祉保健センター長
センター担当部長

福祉保健課長

運営企画係長
担当係長(事業企画担当)
健康づくり係長

生活衛生課長 ※1

食品衛生係長
環境衛生係長

高齢・障害支援課長

高齢・障害係長
担当係長

こども家庭支援課長

こども家庭係長
担当係長

福祉保健センターは標準型で表示

※1 栄区・泉区・瀬谷区は1係制、青葉区は2担当係長制

担当理事(衛生研究所長)(兼)
水野 哲宏

担当部長(兼)
(感染症・疫学担当)
高橋 秀明
〈栄区福祉保健センター医務担当部長〉

管理課長

山口 敦彦

課長補佐(管理係長)
岩澤 健司

担当課長(機能強化担当)

堀 敏彦

担当係長
坂井 雄太

感染症・疫学情報課長

船山 和志

担当係長
上原 早苗

担当係長
青野 実

担当係長
畔上 栄治

検査研究課長

森田 昌弘

担当係長
太田 嘉

担当課長
(検査研究担当)

松野 桂

担当係長
宇宿 秀三

課長補佐(担当係長)
刈込 高子

担当係長
高津 和弘

担当係長
内田 憲志

健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること(他の室及

び部の主管に属するものを除く。)

- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

医療政策室

医療政策課

- (1) 医療政策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 医療団体に関すること（他の部の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (4) 地域医療に関すること。
- (5) 医療従事者の確保に関すること。
- (6) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (7) 在宅医療の連携に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。)
- (8) 救急医療に関すること。
- (9) 災害医療に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。)
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。)
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。)
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関する事。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関する事。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関する事。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (6) 私立の保護施設の助成に関する事。
- (7) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関する事。
- (8) 保護施設の法外扶助に関する事。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関する事。
- (10) 保護統計調査に関する事。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (12) 医療券等の審査に関する事。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関する事。
- (14) 被保護者の就労支援に関する事。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関する事。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関する事。
- (17) 公益財団法人寿町勤労者福祉協会に関する事。
- (18) 寿地区対策に関する事。
- (19) ホームレスの自立支援に関する事。
- (20) 寿福祉プラザの管理に関する事。
- (21) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関する事。
- (22) 生活困窮者の支援に係る事務の企画及び調整に関する事(他の局の主管に属するものを除く。)
- (23) 部内他の課の主管に属しない事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関する事。
- (3) 国民健康保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関する事。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関する事。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関する事。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関する事。

- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (8) その他医療費助成に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下この項において「法」という。)に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (5) 発達障害者支援法に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (7) 精神科病院の実地指導に関すること。
- (8) 医療社会事業に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (10) 障害者更生相談所及びこころの健康相談センターとの連絡調整に関すること。
- (11) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。
- (13) 自殺対策に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) 法に基づく自立支援医療費(精神障害者の通院医療に係るものに限る。)その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関すること(他の部及びこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。)
- (15) 障害者の就業支援に関すること。
- (16) 福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払いに関すること。
- (17) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (18) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (19) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。

- (20) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関すること。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関すること。
- (11) 障害者の生活環境の整備に関すること。
- (12) 特別乗車券に関すること。
- (13) その他障害者個人に対する給付に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) その他障害者団体に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関すること。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関すること。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関すること。
- (10) 自立生活アシスタントに関すること。
- (11) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関すること。
- (12) 精神障害者の退院促進支援に関すること。
- (13) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関すること。
- (14) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (4) 老人クラブに関すること。
- (5) 老人福祉センター等に関すること。
- (6) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (7) その他高齢者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者への支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着介護老人福祉施設入所者介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (11) よこはま多世代・地域交流型住宅等の高齢者の住居に関すること（建築局の主

管に属するものを除く。)

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること(区役所の主管に属するものを除く。)
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)

介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること(保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。)
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関すること。
- (3) 環境衛生関係団体に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業者の登録に関すること。

- (5) 昆虫等の防除に関する事(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。)
- (6) その他生活衛生に関する事(保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。)
- (7) 動物愛護センターに関する事。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関する事。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関する事。
- (3) と畜場の設置の許可等に関する事。
- (4) その他食品衛生に関する事(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。)
- (5) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関する事。
- (6) 衛生研究所に関する事。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事。
- (3) 医療安全研修に関する事。
- (4) その他医療安全の確保に関する事。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関する事。

保健事業課

- (1) 保健施策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 健康増進に関する事(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- (3) 栄養改善に関する事。
- (4) 歯科保健に関する事(母子保健に係るものを除く。)
- (5) 献血の推進等に関する事。
- (6) 保健活動推進員に関する事。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関する事(生活福祉部の主管に属するものを除く。)
- (8) 難病対策に関する事。
- (9) その他疾病対策に関する事(他の室、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関する事。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関する事。
- (12) その他公害保健福祉に関する事。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関する事。
- (14) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団に関する事。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関する事。
- (16) 部内他の課の主管に属しない事。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関する事。

(2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第11号及び第16号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和59年3月横浜市規則第11号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和59年9月横浜市規則第93号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和25年神奈川県条例第52号)に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の措置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成23年2月横浜市条例第5号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月横浜市条例第56号)に基づく公表に関すること。
- (10) 次条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務の総括に関すること。

動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例(平成22年12月横浜市条例第44号)第2条第1号から第11号までの規定に基づく事務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関すること(横浜市動物愛護センター条例第2条第3号から第5

号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。)

- (3) 次条生活衛生課の項第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の統括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号及び第 10 号に掲げる事務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく許可及び認可並びに次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務を除く。)
- (2) 医療施設調査規則(昭和 28 年厚生省令第 25 号)に基づく調査票等の受理及び送付に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則(昭和 61 年厚生省令第 39 号)等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令(昭和 21 年勅令第 447 号)に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。)に関すること。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること。
- (5) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号)に基づく事務に関すること。
- (7) センター内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること(事業者の登録に関する事務を除く。)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。)に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。

- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

高齢・障害支援課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、西福祉保健センター、中福祉保健センター、保土ヶ谷福祉保健センター、都筑福祉保健センター及び栄福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

こども家庭支援課

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。



平 成 2 6 年 度

事 業 概 要

(平成26年5月)

健 康 福 祉 局

平成26年度 健康福祉局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	増△減	増減率	備 考
7 款					
健康福祉費	307,401,326	297,526,155	9,875,171	3.3	
1 項					
社会福祉費	41,883,654	41,267,465	616,189	1.5	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2 項					
障害者福祉費	89,767,782	83,113,836	6,653,946	8.0	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	9,834,887	10,046,160	△ 211,273	△ 2.1	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活援護費	132,110,465	130,299,801	1,810,664	1.4	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	12,012,816	12,170,542	△ 157,726	△ 1.3	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	19,207,150	18,130,425	1,076,725	5.9	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	2,584,572	2,497,926	86,646	3.5	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17 款					
諸支出金	110,849,900	107,945,501	2,904,399	2.7	
1 項					
特別会計繰出金	110,849,900	107,945,501	2,904,399	2.7	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	418,251,226	405,471,656	12,779,570	3.2	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	369,027,886	370,124,361	△ 1,096,475	△ 0.3	
介護保険事業費会計	241,015,736	222,055,548	18,960,188	8.5	
後期高齢者医療事業費会計	65,836,229	62,968,847	2,867,382	4.6	
公害被害者救済事業費会計	37,939	47,906	△ 9,967	△ 20.8	
新墓園事業費会計	118,097	294,773	△ 176,676	△ 59.9	
特別会計計	676,035,887	655,491,435	20,544,452	3.1	

健康福祉局一般会計予算の財源

	本年度	前年度
特定財源	(43.4)	(42.8)
一般財源	181,549,642	173,587,973
合計	(56.6)	(57.2)
計	236,701,584	231,883,683
合計	(100)	(100)
計	418,251,226	405,471,656

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進 4

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 地域福祉保健計画推進事業等 | 4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業 |
| 2 権利擁護事業 | 5 地域ケアプラザ整備・運営事業 |
| 3 福祉人材確保事業 | |

II 高齢者保健福祉の推進 8

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・ 介護保険制度関連事業の概要 | 10 介護保険外サービス |
| 6 介護保険事業 | 11 高齢者の社会参加促進 |
| 7 (地域支援事業) 介護予防事業 | 12 低所得者の利用者負担助成事業 |
| 8 (地域支援事業) 包括的支援事業 | 13 地域密着型サービス推進事業 |
| 9 (地域支援事業) 任意事業 | 14 特別養護老人ホーム等整備事業 |

III 障害者施策の推進 16

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 障害福祉主要事業の概要 | 20 小規模通所施設補助事業 |
| ・ 将来にわたるあんしん施策 | 21 障害者施設整備事業等 |
| 15 障害者相談支援事業等 | 22 自殺対策事業 |
| 16 障害者居宅介護事業 | 23 精神科医療体制の確保 |
| 17 障害者移動支援事業 | 24 重度障害者医療費助成事業 |
| 18 障害者の地域生活支援事業 | 25 障害者就労支援事業 |
| 19 障害者グループホーム設置運営事業 | |

IV 生活基盤の安定と自立の支援 24

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 26 生活保護事業 | 29 後期高齢者医療事業 |
| 27 援護対策事業 | 30 国民健康保険事業 |
| 28 小児医療費・ひとり親家庭等医療費
助成事業 | |

V 地域医療体制の確保と充実 28

- | | |
|---------------------|--------------|
| 31 医療政策の推進 | 34 救急医療体制の充実 |
| 32 小児・産科・周産期医療体制の充実 | 35 災害医療体制の充実 |
| 33 地域医療体制の確保 | |

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援 32

- | | |
|--------------------|------------------|
| 36 370万市民の健康づくりの推進 | 43 食の安全確保事業 |
| 37 がん検診事業 | 44 快適な生活環境の確保事業 |
| 38 予防接種事業 | 45 動物の愛護及び保護管理事業 |
| 39 感染症・食中毒対策事業等 | 46 公害健康被害者等への支援 |
| 40 新型インフルエンザ等対策事業 | 47 斎場・墓地管理運営事業 |
| 41 医療安全の推進 | |
| 42 放射線対策推進事業 | |

・ 外郭団体関連予算一覧 40

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画 推進事業等		<p>事業内容 地域住民と関係機関と行政が協働して、地域づくりや見守り、支え合いの取組を進めます。</p> <p>1 地域福祉保健計画推進事業〈拡充〉 1,432万円</p> <p>誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、第3期横浜市地域福祉保健計画（計画期間26～30年度）を推進します。 併せて、全区の第3期計画（計画期間28～32年度）の策定を支援します。</p> <p>2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 1,938万円</p> <p>ひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報をもとに、民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるようにします。 また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施します。</p>
本 年 度	1 億5,157万円		
前 年 度	2 億5,218万円		
差 引	△ 1 億61万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億352万円	
	県	—	
	その他	251万円	
	市 費	4,554万円	
			<p>3 地域の見守りネットワーク構築支援事業〈拡充〉 2,157万円</p> <p>地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対しては、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。あわせて、共助が困難な地区に対しては現状調査や必要な支援策の検討を行います。</p> <p>4 孤立し困難を抱える高齢者等訪問・相談モデル事業〈新規〉 500万円</p> <p>孤立して困難を抱えている高齢者等を対象に、モデル地区で地域包括支援センター職員等が訪問して相談等を実施します。</p> <p>5 地域福祉・交流拠点整備事業 6,006万円</p> <p>身近な地域に、高齢者、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用を補助します。 工事費等補助：上限3,000万円 2か所</p> <p>6 災害時要援護者支援事業 2,716万円</p> <p>災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、「情報共有方式」の実施等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支え合いの取組を支援します。</p> <p>7 区福祉保健センター職員の人材育成 408万円</p> <p>(1) 平成25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修・専門職研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。 (2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。</p>

2	権利擁護事業		事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
本 年 度	3 億7,951万円		1 横浜生活あんしんセンター運営事業〈拡充〉 2 億4,995万円 権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる事業費を助成します。 また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行い、関係機関等と連携し権利擁護を推進します。 相談件数や契約件数の増加に伴い、体制を強化するとともに、市内の社会福祉法人等による法人後見実施に向けた支援を行います。
前 年 度	3 億5,284万円		
差 引	2,667万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億7,342万円	
	県	1,618万円	
	その他	1,984万円	
	市 費	1 億7,007万円	
3 成年後見制度利用促進事業 1,106万円			2 成年後見制度利用支援事業 7,243万円 制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。 申立て費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。
(1) 成年後見サポートネット 成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や情報交換を行い適切な制度活用と連携を促進します。 また、市民後見人の活動支援を行う西区・緑区・青葉区では、新たに市民後見人の支援を行う機能を追加するとともに、ネットワークを強化し、重層的な権利擁護体制を構築します。			
(2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施 区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。			
4 市民後見人養成・活動支援事業〈拡充〉 4,607万円			
(1) 市民後見人養成研修の実施 24年度及び25年度のモデル3区での実施結果を踏まえ、全区を対象として養成研修を実施します。			
(2) 市民後見人養成・活動支援の体制の構築 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人の活動支援の実施と安定的な支援体制を構築します。			

3	福祉人材確保事業		事業内容 福祉人材不足解消のため、新たな従事者の確保や就業支援を行います。
本 年 度	5,648万円		1 福祉人材の就業支援 265万円 (1) 福祉人材のマッチング支援 インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報を提供し就業者数の増加を図ります。 (2) 介護の仕事のイメージアップ 中高生向けの福祉人材啓発冊子を学校等に配布します。 (3) 将来の介護人材育成確保事業 中高生向けの介護職員による出前講座や介護施設へのインターンシップを実施します。 (4) 介護人材就業セミナー等支援事業
前 年 度	1億4,058万円		
差 引	△ 8,410万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	5,648万円	
			2 海外からの介護福祉人材就労支援事業 5,383万円 経済連携協定に基づきインドネシア・フィリピン・ベトナムから来日した介護福祉士候補者の施設での就労・研修に対する助成や環境整備を通じて、国家資格取得の支援を行います。

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。
本 年 度	3,200万円		1 福祉のまちづくり条例推進事業 504万円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等
前 年 度	4,573万円		
差 引	△1,373万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	298万円	
	刊行物販売収入	9万円	
	市 費	2,893万円	
			2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業〈新規〉598万円 駅舎エレベーター（1駅：1基） 東急田園都市線 市が尾駅
			3 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 2,098万円 ノンステップバス導入のための補助 38台

5	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。			
本 年 度	35億4,900万円		1 整備事業 6億1,246万円 建設等 6 か所（前年度 6 か所）			
前 年 度	32億7,879万円		(1) 建設等 3 か所 (着工 1 か所 [日限山] (仮称) しゅん工 1 か所 (累計133か所) [馬場] 床取得 1 か所 [二俣川] (仮称))			
差 引	2億7,021万円		(2) 設計等 2 か所 [すすき野] (仮称) [深谷] (仮称)			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	7,816万円	(3) 調査 1 か所 [都田地区]			
	県	100万円	2 運営事業 29億3,654万円			
	その他	3億9,251万円	(1) 運営 133か所 ア 既設 130か所 イ 新規開所 3 か所 [白根、新羽、馬場]			
	市 費	30億7,733万円	(2) 施設機能 ア 地域活動交流 イ 地域包括支援センター (予算は11ページ8の1に計上) ウ 福祉保健サービス (デイサービス等)			
※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。 (P.11の8参照)			(3) 地域福祉コーディネーター養成研修			
[建設等 6 か所]						
		所在区	名称	事業内容等	しゅん工予定	開所予定
継続	継続建設	1 鶴見区	馬場	しゅん工	26年12月	27年 2月
	新規建設	2 港南区	日限山(仮称)	着工	27年度	27年度
	継続設計	3 青葉区	すすき野(仮称)	基本・実施設計	28年度	28年度
	再開発 ビル 床取得	4 旭区	二俣川(仮称)	床取得費 (26年度分) 床取得費 (27～29年度) に係る債務負担行為の設定	29年度	30年度
新規	新規設計等	5 戸塚区	深谷(仮称)	地質調査、基本・実施設計	28年度	28年度
	調査	6 都筑区	都田地区	調査	—	—

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付（9ページ：6番）2,304億6,270万円

在宅(居宅)サービス 1,207億1,279万円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

地域密着型サービス 238億2,887万円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・複合型サービス
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 105億4,863万円

施設サービス(介護保険3施設) 713億3,911万円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 145億8,193万円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護(予防)サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業(10~11ページ) 47億8,364万円

介護予防事業 3億7,334万円 (10ページ：7番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・介護予防推進事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・よこはまシニアボランティア
ポイント事業(よこはま健康
スタイル推進事業)

包括的支援事業 33億1,277万円 (11ページ：8番)

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 10億9,753万円 (11ページ：9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・訪問指導事業
- ・地域で支える介護者支援事業(認知症支援事業及び在宅高齢者虐待防止事業)

3 その他事務費 57億6,940万円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス(12ページ：10番) 12億5,075万円

- ・認知症支援事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・中途障害者支援事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・高齢者の健康づくり応援事業(ロコモ予防)
- ・高齢者の住まい・生活支援事業
- ・高齢者施設・住まいの相談センター(仮称)検討事業 等

5 低所得者の利用者負担助成事業(14ページ：12番) 1億128万円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成【特別会計(再掲)】

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第5期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。 1 被保険者 (26年10月見込み) (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約84万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約130万人 2 要介護認定 (26年10月見込み) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約14万3千人 3 保険給付 保険給付費 2,304億6,270万円 (1) 在宅介護サービス給付費 1,207億1,279万円 (2) 地域密着型サービス給付費 238億2,887万円 (3) 施設介護サービス給付費 713億3,911万円 (4) 高額介護サービス費等 145億8,193万円 4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>5,000円(24～26年度) (21～23年度4,500円) (2) 保険料減免 ア 低所得者減免 イ 住宅譲渡所得減免
本年度	2,410億1,574万円		
前年度	2,220億5,555万円		
差引	189億6,019万円		
本年度の財源内訳	国	492億5,710万円	
	県	344億9,085万円	
	第1号保険料	527億8,230万円	
	第2号保険料	669億2,981万円	
	基金繰入金等	28億9,409万円	
	市費	346億6,159万円	

(3) 段階別保険料

段階	割合	対象者	保険料年額(月額)
第1段階	0.45	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	27,000円(月2,250円)
第2段階	0.45	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 27,000円(月2,250円)
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 36,000円(月3,000円)
第4段階	0.65		(うち第2段階・第3段階を除く者) 39,000円(月3,250円)
第5段階	0.95	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 57,000円(月4,750円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者) 60,000円(月5,000円)
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額150万円未満の者) 66,000円(月5,500円)
第8段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者) 75,000円(月6,250円)
第9段階	1.50		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者) 90,000円(月7,500円)
第10段階	1.60		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者) 96,000円(月8,000円)
第11段階	1.85		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者) 111,000円(月9,250円)
第12段階	2.15		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者) 129,000円(月10,750円)
第13段階	2.45		(合計所得金額1,000万円以上の者) 147,000円(月12,250円)

7	〔地域支援事業〕 介護予防事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲	事業内容 高齢者が身近な地域において、元気で活動的な生活ができるよう、すべての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業を実施します。 また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり、継続的に実施できるよう支援します。
本 年 度	3 億7,334万円	
前 年 度	4 億3,008万円	
差 引	△ 5,674万円	
本年度の財源内訳	国	8,244万円
	県	4,122万円
	第1号保険料	6,925万円
	第2号保険料	9,563万円
	その他	29万円
	市 費	8,451万円
1 地域づくり型介護予防事業 1 億2,042万円 (1) 介護予防普及啓発活動支援事業 高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を、区及び地域包括支援センターが行います。 ア 介護予防普及啓発 介護予防に関する講座やイベント、啓発媒体や広報による普及啓発を行います。 イ 地域介護予防活動支援 体操教室やサロンなどの既存の活動グループを対象に、研修会や連絡会などを開催します。 (2) 元気づくりステーション事業〈拡充〉 身近な地域で主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動(元気づくりステーション)を支援します。また、活動の中に歩行機能の維持向上を目的としたトレーニング「ハマトレ」を普及します。 ア 支援内容 講師の派遣、教材の提供、活動への助言など イ グループ数(303グループ) 26年度は全ての地域包括支援センター圏域に複数グループ設置		
2 介護予防推進事業 1 億7,761万円 介護予防事業を効果的に推進するために、二次予防事業対象者の把握・管理、地域包括支援センターへの事業委託、外部委員による事業評価及び区役所の事業推進評価のためのアドバイザーの派遣を行います。		
3 訪問型介護予防事業 469万円 介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。(延べ訪問回数：1,142回)		
4 よこはまシニアボランティアポイント事業 7,062万円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。 対象となる活動は、介護施設、地域ケアプラザ、子育て支援施設及び病院でのボランティア活動などとなっています。26年度は障害者支援ボランティアに対象を拡大します。また、よこはま健康スタイル推進事業の中で事業展開を図ります。 (登録者数：10,200人 登録施設数：385施設)		

8	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。
本年度	33億1,277万円		1 地域包括支援センター運営事業 33億1,048万円 (26年度末設置数 138か所) 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、次の事業を行います。 (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 (3) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント
前年度	32億5,162万円		
差 引	6,115万円		
本年度の 財源内訳	国	13億861万円	
	県	6億5,425万円	
	第1号 保険料	6億9,566万円	
	市 費	6億5,425万円	

9	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行います。また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を実施します。
本年度	10億9,753万円		1 介護給付費適正化事業 3,553万円 給付実績をチェックするとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。
前年度	11億8,765万円		2 介護相談員派遣事業 1,984万円 相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。
差 引	△ 9,012万円		3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 2億5,405万円 要介護者に、紙おむつを給付します。
本年度の 財源内訳	国	4億636万円	4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 3億6,206万円 生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。(対象戸数 4,974戸)
	県	2億310万円	5 民間活力による高齢者見守り推進事業(食事サービス+生活あんしんサポート) 1億236万円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対する食事提供・安否確認や高齢者等への生活支援を行います。
	第1号 保険料等	2億2,226万円	6 地域で支える介護者支援事業 1,637万円 認知症理解や高齢者虐待防止の普及啓発を進め、介護者支援と地域での支え合いの意識向上を図ります。
	市 費	2億6,581万円	

10	介護保険外サービス	事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。	
本年度		12億5,075万円	
前年度		12億6,866万円	
差引		△ 1,791万円	
本年度の財源内訳	国	9,773万円	
	県	2,006万円	
	その他	1,012万円	
	市費	11億2,284万円	
1 認知症支援事業〈拡充〉 5,315万円 認知症の正しい理解を進め、認知症コールセンターの運営や緊急一時入院の実施など、認知症高齢者及び家族等への支援を行います。 また、認知症疾患医療センター3か所に加え、認知症支援診療所（仮称）を2か所設置し、効果的な医療提供体制の構築及び医療と介護等との連携を推進します。			
2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 2,243万円 ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与します。			
3 中途障害者支援事業 4億475万円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。			
4 医療対応促進助成事業 2億6,724万円 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業所のうち、医療的ケアの必要な方の受入れが多い施設へ助成を行います。			
5 高齢者の健康づくり応援事業（ロコモ予防）〈新規〉 1,000万円 高齢者の自立した生活を損なうロコモティブシンドローム（※）の予防啓発キャンペーンを実施します。あわせて、継続的、効果的にロコモ予防ができるしくみを、関係機関とともに検討します。 ※運動器等の障害のため日常生活に支障を来すような歩行機能の低下やその恐れのある状態			
6 高齢者の住まい・生活支援事業 3,480万円 高齢者が地域で住み続けられる、生活支援機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。			
7 高齢者施設・住まいの相談センター（仮称）検討事業〈新規〉 185万円 高齢者の施設や住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、市民に提供する仕組みについて、実施方法等を検討します。			

11	高齢者の社会参加促進	
本年度	111億6,833万円	
前年度	111億5,919万円	
差引	914万円	
本年度の財源内訳	国	1億3,300万円
	県	—
	その他	18億5万円
	市費	92億3,528万円

事業内容

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、社会参加促進事業を進めます。

1 敬老特別乗車証交付事業 107億8,745万円

高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。

(1) 積算人数：360,196人

(2) 利用者負担額（年額）

負担区分	負担額
障害者等	無料
世帯全員非課税（生活保護受給者含む）	3,200円
世帯員に課税者がいる非課税者	4,000円
合計所得金額が150万円未満	7,000円
合計所得金額が150万円以上250万円未満	8,000円
合計所得金額が250万円以上500万円未満	9,000円
合計所得金額が500万円以上700万円未満	10,000円
合計所得金額が700万円以上	20,500円

2 老人クラブ助成事業 3億1,996万円

新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。

（クラブ数：1,840クラブ 会員数：123,000人）

3 高齢者のための優待施設利用促進事業 2,212万円

65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。

（カード交付数：74,617枚 協賛店数：1,800店舗）

4 いきいきシニア地域貢献モデル事業〈新規〉 756万円

高齢者が活躍する生涯現役社会の実現に向けて、地域社会で高齢者が活躍できる仕組みを作るため、市内1か所の老人福祉センターに生きがい就労支援スポット（仮称）をモデル設置します。

（生きがい就労支援スポット（仮称）：1か所）

12	低所得者の利用者 負担助成事業	事業内容 低所得で利用料負担が困難な方に助成を行います。	
本 年 度	1 億128万円	1 社会福祉法人による利用者負担軽減 1,425万円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方や生活保護受給者に対し利用者負担を軽減した場合で、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えた時、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円 (単身世帯) (2) 預金等の上限額 350万円 (単身世帯)	
前 年 度	1 億122万円	2 介護サービス自己負担助成 8,703万円 所得や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、対象者の収入等に応じて、利用者負担の一部を本市が独自に助成します。 ・ 助成の種類 (助成予定対象者数) (1) 在宅サービス助成 (1,630人) (2) グループホーム助成 (70人) (3) 施設居住費助成 (70人)	
差 引	6 万円		
本年度の 財源内訳	国	993万円	
	県	1,565万円	
	第1号 保険料	528万円	
	市 費	7,042万円	

13	地域密着型サービス 推進事業	事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。	
本 年 度	14億1,674万円	1 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所整備事業 6億3,023万円 (1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 19か所 (2) 複合型サービス事業所整備費補助 3か所	
前 年 度	16億2,233万円	2 認知症高齢者グループホーム整備及び消防設備設置等事業 3億7,684万円 (1) 認知症高齢者グループホーム整備費補助 8か所 (2) 消防設備設置費等補助〈拡充〉 50か所 新たに消火ポンプ等設置費の補助を行います。	
差 引	△ 2億559万円	3 地域密着型サービス事業所補助事業 3億1,020万円 (1) 運営費等補助 21か所 (2) 開設経費補助 39か所	
本年度の 財源内訳	国	9億5,495万円	
	県	3億6,800万円	
		—	
	市 費	9,379万円	
		4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護推進事業 9,056万円 ・ 開設経費補助 9か所	
		5 介護サービスの質の向上支援事業 891万円 ・ リーダー研修受講料の補助 180人	

14	特別養護老人ホーム整備事業	
本年度		18億4,914万円
前年度		27億2,746万円
差引		△ 8億7,832万円
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	2,976万円
	市費	18億1,938万円

事業内容

高齢者福祉の充実を図るため、必要な施設の整備を進めます。

1 特別養護老人ホーム整備事業 17億5,414万円

在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い整備促進を図ります。

- (1) 継続 240床 (前年度 280床)
(2) 新規 299床 (前年度 240床)
計 539床 (前年度 520床)

整備数累計 26年度末 14,520床

【特別養護老人ホーム整備一覧】

	施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員		
			特養	ショート	デイ
継続	H26 新吉田(増築) (港北区新吉田町)	いと 怡土福祉会	90	10	
	しゅん工 予 定 青葉あさくら苑 (青葉区恩田町)	一乗谷友愛会	100	22	○
	恒春の丘(増築) (戸塚区舞岡町)	親善福祉協会	50	10	
	3か所 240床		240	42	
新規	H27 上菅田ホーム (保土ヶ谷区上菅田町)	横浜社会福祉協会	100	20	
	しゅん工 予 定 ラスール金沢文庫 (金沢区大川)	こせい 湖星会	199	20	
	2か所 299床		299	40	
特養建設費補助 5か所 539床			539	82	

2 養護老人ホーム整備事業(拡充) 9,500万円

老朽化等の課題に対応するため、公立養護老人ホーム(恵風ホーム、名瀬ホーム)の代替施設の整備や民間も含めた最適な運営主体選定の取組を進めます。

野庭ホーム(仮称)の整備事業については、26年度に実施設計を行い建築工事に着手します。また、名瀬ホームの再整備にあたり、基本調査を実施します。

【野庭ホーム整備概要】

- (1) 入所定員 120床 きょうさい
(2) 事業者 社会福祉法人 神奈川県匡済会
(3) 事業スケジュール
26年度 実施設計、工事着手
27年度 しゅん工
28年3月 開所(予定)

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

2 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要16,17】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要18】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【事業概要18】
	障害者自立生活アシスタント事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【事業概要18】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【事業概要19】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【事業概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。

3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法に基づき、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要15】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【事業概要20】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、地域自殺対策情報センターをこころの健康相談センターに設置し、地域連携を強化し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【事業概要22】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【事業概要23】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要25】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

将来にわたる あんしん施策		将来にわたるあんしん施策について 障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。 本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。	
本年度	19億3,291万円	1 親なき後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築 5億5,701万円 (1) 後見的支援推進事業〈拡充〉 地域の人や福祉従事者等が障害のある人の地域生活を見守る仕組みを、地域をよく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。 (新たに3区で実施、累計14区) (2) 多機能型拠点の整備・運営 重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。(設計 1か所)	
前年度	21億8,578万円		
差引	△2億5,287万円		
本年度の財源内訳	国	5億6,797万円	
	県	2億8,196万円	
		—	
	市費	10億8,298万円	
※こども青少年局予算(6,403万円)を含みます。			
2 障害者の高齢化・重度化への対応		5,944万円	
(1) 障害者グループホームB型設置運営費補助事業(運営費・改修費補助) グループホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化対応ホームモデル事業、及び重度化対応ホーム事業を実施します。 また、既存のホームでも安心して地域での生活が続けられるよう、必要なバリアフリー改修に対し助成を行います。			
3 地域生活のためのきめ細かな対応		13億1,646万円	
(1) 総合的な移動支援施策 ア 移動情報センター運営等事業 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。(計9区) 併せて、センターの事業手法等の検証を行い、市内どの地域でもより効果的に情報提供等ができる仕組みを検討します。 また、車の移動による利用範囲を広げるため、エリア巡回車等の検討を行います。			
イ 障害者移動支援事業等 外出の際に付き添うガイドヘルプ及びガイドボランティア事業を担い手の確保等に努めるとともに、タクシー事業者福祉車両導入促進事業など、障害者の外出支援に引き続き取り組みます。			

15	障害者 相談支援事業等		事業内容 1 相談支援事業 4億3,771万円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 障害者地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所 2 計画相談支援事業 1億5,003万円 障害者が個々に抱える課題解決に向けて適切なサービスを利用できるよう、指定相談事業所がサービス利用前に利用計画案を作成し、利用開始後に定期的なモニタリングを実施することで、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。 3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 640万円 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム事業（生活アセスメント付き住居支援）を実施し、一人暮らしに向けた準備支援を行います。
	本年度	5億9,414万円	
	前年度	7億633万円	
	差引	△1億1,219万円	
本年度の財源内訳	国	1億2,458万円	
	県	4,912万円	
	その他	—	
	市費	4億2,044万円	

16	障害者 居宅介護事業		事業内容 障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。 1 障害者ホームヘルプ事業 92億4,865万円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害・知的障害・精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 2,276,186時間 2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 16億3,122万円 (1) 対象者 単独で外出が困難な知的障害児・者、精神障害児・者及び1～2級の身体障害児・者 (2) 総利用時間見込 657,366時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 〈17ページの3(1)イの再掲〉 ア ガイドヘルパー等研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修
	本年度	108億7,987万円	
	前年度	99億6,745万円	
	差引	9億1,242万円	
本年度の財源内訳	国	40億4,858万円	
	県	20億2,619万円	
	その他	60万円	
	市費	48億450万円	

17	障 害 者 移 動 支 援 事 業		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業等を推進していきます。
	本 年 度	51億2,453万円	1 特別乗車券交付事業 25億4,582万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを無料利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）
	前 年 度	55億3,513万円	2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 4億650万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 (1) 助成額 1枚500円 (2) 交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可） ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚
	差 引	△4億1,060万円	3 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 16億3,122万円 〈18ページの16の2の再掲〉 重度の身体障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ヘルパーが付き添います。 (1) 日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 (2) 通学・通所支援
本年度の財源内訳	国	8億1,816万円	4 ガイドボランティア事業 あんしん 7,112万円 〈17ページの3(1)イの再掲〉 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアが付き添い等を行います。 (1) 日常生活上必要な外出、通学・通所への支援 (2) 余暇活動の外出支援、通学の見守り支援 (3) ガイドボランティア研修の実施
	県	4億1,098万円	
	その他	5,710万円	
	市 費	38億3,829万円	
5 移動情報センター運営等事業 あんしん 〈17ページの3(1)アの再掲〉 7,194万円 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。（計9区） 併せて、センターの事業手法等の検証を行い、市内どの地域でもより効果的に情報提供等ができる仕組みを検討します。			6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 408万円 〈17ページの3(1)イの再掲〉 タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー（福祉車両）を導入する際の費用の一部を助成します。
7 ハンディキャブ事業 6,407万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）			8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億1,280万円 施設等に通所の身体・知的・精神障害児・者及び介助者へ通所の交通費を助成します。
9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,698万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

18	障害者の地域生活支援事業		事業内容 1 障害者地域活動ホーム運営事業 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 (1) 社会福祉法人型 設置18か所（前年度 18か所） 34億3,603万円 (2) 機能強化型 設置23か所（前年度 23か所） 21億2,733万円 2 精神障害者生活支援センター運営事業 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。 設置18か所（前年度 18か所） 8億6,923万円 3 障害者自立生活アシスタント事業 地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。 実施38か所（前年度 36か所） 2億8,890万円 4 ヨコハマ★パラトリエンナーレの開催〈新規〉 障害者とアーティストが協働して創造、表現を行う場として「ヨコハマ★パラトリエンナーレ」を「まちにひろがるトリエンナーレ」の一環として、文化観光局と共催します。 2,000万円
本年度	67億4,149万円		
前年度	61億6,944万円		
差引	5億7,205万円		
本年度の財源内訳	国	20億4,145万円	
	県	10億1,572万円	
	その他	1,006万円	
	市費	36億7,426万円	

19	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。 1 設置費補助 1億9,500万円 新設 44か所 (うち4か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) 移転 8か所 2 運営費補助等 91億4,333万円 655か所（A型13、B型642）うち新規 44か所 (1) 運営基本費（国基準+加算） (2) 家賃補助（月額家賃1/2） (3) 設立等支援事業 3 法定事業移行支援 3,266万円 4 調査強化事業〈新規〉 108万円 運営法人に対する経理面の調査機能強化により、運営状況や補助金の使用について、効果的な指導を行います。 5 高齢化・重度化対応事業〔あんしん〕 5,693万円 〈17ページの2(1)の再掲〉 高齢化対応グループホーム事業をモデル実施し、重度化対応グループホーム事業を法定移行化・継続実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。
本年度	94億2,900万円		
前年度	86億1,039万円		
差引	8億1,861万円		
本年度の財源内訳	国	32億5,710万円	
	県	16億1,422万円	
	その他	—	
	市費	45億5,768万円	

20	小規模通所施設 補助事業		事業内容 地域作業所、地域活動支援センター地域作業所型、法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家費等を助成します。 1 障害者地域作業所助成事業 1億166万円 身体・知的 既存5事業所について年度中に法定事業等に移行予定 精神 なし (1) 運営基本費 1,037万円～1,518万円/か所 (2) 借地借家費等 2 地域活動支援センター運営事業 あんしん 43億5,387万円 年度末設置見込み数 身体・知的 124か所 精神 69か所 (うち新規 身体・知的 6か所) (1) 運営基本費 1,345万円～1,850万円/か所 (2) 借地借家費等 3 法定事業移行支援事業 3億6,910万円 身体・知的 82か所 精神 18か所 (1) 借地借家費 (2) 移行支援補助金
本年度	48億2,463万円		
前年度	50億2,093万円		
差引	△1億9,630万円		
本年度の財源内訳	国	13億105万円	
	県	6億5,053万円	
	その他	—	
	市費	28億7,305万円	

21	障害者施設等 整備事業		事業内容 1 障害者施設整備事業 12億7,975万円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。 また、耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行い、入所者等の安全確保と安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。 (1) 建設 2か所 民間障害者施設耐震対策（神奈川区・26年度完了予定、保土ヶ谷区・28年度完了予定） (2) 設計 2か所 多機能型拠点（瀬谷区） 〈17ページの1(2)の再掲〉 あんしん 民間障害者施設耐震対策（旭区） (3) 改修 3か所 大規模修繕（磯子区ほか） 2 障害者地域活動ホーム整備事業 11億7,165万円 用地先行取得債有償所管換え等
本年度	24億5,140万円		
前年度	27億3,510万円		
差引	△2億8,370万円		
本年度の財源内訳	国	1億4,923万円	
	県	—	
	その他	16万円	
	市費	23億201万円	

22	自殺対策事業		事業内容 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。
本年度	4,195万円		1 地域連携 2,424万円 (1) 講演会の開催、パンフレット等での普及啓発活動 (2) 人材育成研修、調査分析 関係機関職員や地域支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)養成研修等を行います。 (3) 区局による推進 地域特性に合わせた区の取組を強化するとともに、自殺の背景にある様々な社会的要因へ対応するため、全庁的な取組を推進します。
前年度	4,203万円		
差引	△8万円		
本年度の財源内訳	国	516万円	
	県	2,000万円	
	その他	3万円	
	市費	1,676万円	
			2 地域自殺対策情報センター運営 818万円 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催することで自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。
			3 自死遺族支援等 953万円 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。

23	精神科医療体制の確保		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 2億6,510万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本年度	2億6,879万円		2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前年度	2億6,820万円		
差引	59万円		
本年度の財源内訳	国	3,184万円	
	県	—	
	その他	22万円	
	市費	2億3,673万円	

24	重度障害者 医療費助成事業	事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 107億4,567万円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く） (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,814人 イ 国民健康保険加入者 18,370人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,290人 計 55,474人	
本年度	157億7,590万円		
前年度	143億7,885万円		
差引	13億9,705万円		
本年度の 財源内訳	国	25億1,311万円	2 更生医療給付事業 50億3,023万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,860人
	県	45億5,502万円	
	その他	25億2,529万円	
	市費	61億8,248万円	

25	障害者 就労支援事業	事業内容 国や県の動向を踏まえ、市民に最も身近な自治体として、きめ細やか、かつ先駆的な施策を障害者と企業の双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。 1 基盤強化施策 2億9,076万円 障害者の就労相談・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営や企業等での職場実習の充実、市民・企業への啓発等により、地域におけるネットワークの構築を行い障害者就労支援の強化を図ります。 障害者就労支援センターの運営 9か所 2 スキルアップ施策 925万円 市内の農家やふれあいショップでの就労訓練を通じた、スキルアップ支援を行います。 3 就労の場の拡大施策〈拡充〉 971万円 福祉的就労の促進や障害者雇用の事例紹介等を通じ就労への理解を深め、就労の場の拡大を図ります。 また、市内障害者就労施設等への発注の促進や、販路拡大を包括的にコーディネートする「よこはま障害者共同受注総合センター（仮称）」の設置に向け、検討・準備を行います。（平成27年開設予定） 4 中小企業障害者雇用事業 1,734万円 雇用経験の無い市内中小企業に対し、障害者雇用のノウハウの提供などの支援を行います。	
本年度	3億2,706万円		
前年度	3億1,710万円		
差引	996万円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	1,734万円	
	その他	883万円	
	市費	3億89万円	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

26	生活保護事業		事業内容 1 生活保護費（法定分） 1,280億5,212万円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。 また、生活保護法の改正に伴い、新たに就労自立給付金を創設します。 (1) 被保護世帯 52,891世帯 (前年度 50,686世帯) (2) 被保護人員 71,252人 (前年度 70,429人)
	本年度	1,301億2,756万円	2 被保護者自立支援プログラム事業 5億7,323万円 (1) 就労支援事業〈拡充〉 ア 就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対し、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い自立を促します。 ・就労支援専門員配置数 67人 (前年度64人) イ 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズにあった求人を開拓し、区保護課を通して被保護者へ求人情報の提供を行います。 (2) 就労意欲喚起事業 すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高めます。
	前年度	1,284億961万円	
	差引	17億1,795万円	
本年度の財源内訳	国	948億1,154万円	(3) ハローワークと連携した一体的な就労支援〈拡充〉 被保護者等を対象としたハローワークの窓口（ジョブスポット）を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。 ・新規 5区（合計13区） (4) 寄り添い型学習等支援事業（こども青少年局共管事業）〈拡充〉 被保護世帯等の子どもに対し、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進することにより、安定した自立を実現し貧困の連鎖を断ち切る取組を全区で進めます。 ・新規 5区（合計18区） (5) 教育支援専門員の配置 教育支援専門員を各区に1人配置し、被保護世帯の子どもとその養育者に対し、高校進学等の支援を行います。 (6) 年金相談事業 各区に年金制度に関する専門知識を有する年金相談専門員を派遣し、被保護者の年金受給資格の調査・確認、年金に関する相談、手続き支援等を行い、年金制度の一層の活用を図ります。 ・年金相談専門員配置数 11人（前年度11人）
	県	9億3,087万円	
	その他	47億8,409万円	
	市費	296億106万円	
3 生活困窮者自立促進支援モデル事業〈拡充〉 6,698万円 27年度から実施予定の生活困窮者自立支援制度に向け、中区でのモデル事業を継続するとともに、就労訓練事業の中間支援機関を設置し、民間事業者と連携した事業者開拓を行うなど、制度開始の準備を進めます。			

27	援護対策事業		事業内容 寿地区住民、ホームレス、生活困窮者を対象に、支援を行います。また、中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施や日本語教室等の援助を行います。
本年度	15億7,497万円		1 寿地区対策 1億6,094万円 (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業〈拡充〉 (4) 寿福祉プラザ運営事業
前年度	14億6,084万円		2 寿町総合労働福祉会館の再整備〈新規〉 1,400万円 基本設計を行います。
差引	1億1,413万円		3 ホームレス自立支援事業 4億2,317万円 ホームレスに一時的な宿泊場所の提供や、生活相談等を通じ、自立に向けた支援を推進します。
本年度の財源内訳	国	7億4,401万円	4 中国残留邦人等援護対策事業 9億6,078万円 5 地域日常生活自立支援事業 1,608万円 生活保護受給に至らない生活困窮者に対し、就労自立に向けた相談支援を行います。
	県	3億1,403万円	
	その他	93万円	
	市費	5億1,600万円	

28	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 78億1,528万円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～小学1年生（入・通院） 202,008人 (2) 小学2年生～中学卒業（入院） 1,020件
本年度	95億6,353万円		2 ひとり親家庭等医療費助成事業 17億4,825万円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 44,476人
前年度	94億1,845万円		
差引	1億4,508万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	27億2,412万円	
	その他	2億7,528万円	
	市費	65億6,413万円	

29	後期高齢者医療事業 (後期高齢者医療事業費会計)	事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同して運営します。												
本年度	658億3,623万円	1 対象者	ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方											
前年度	629億6,885万円	2 被保険者数	380,745人(前年度 364,006人)											
差引	28億6,738万円	3 自己負担	外来・入院ともに原則定率1割負担 (現役並み所得者は定率3割負担) ※所得に応じた月額限度額あり											
本年度の財源内訳	国	—	4 公費負担割合											
	県	—	<table border="1"> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </table>		保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
	保険料	支払基金	国	県	市									
	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6									
保険料等	358億7,387万円	※支払基金・・・国保・社保の現役世代負担分												
市費	299億6,236万円	5 保険料	均等割額 42,580円(前年度 41,099円) 所得割率 8.30%(前年度 8.01%) 賦課限度額(年間) 57万円(前年度 55万円) ※保険料軽減(2割・5割)対象世帯の拡大											

30	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)	事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。		
本年度	3,690億2,789万円	1 被保険者数	924,400人(前年度 947,600人)	
前年度	3,701億2,436万円	世帯数	563,900世帯(前年度 570,800世帯)	
差引	△10億9,647万円	2 一部負担金割合	原則3割。小学校就学前は2割。70歳以上は特例措置で1割※(現役並み所得者は3割)。 ※ただし、26年4月以降は、新たに70歳になる人から本来の2割負担となりました。	
本年度の財源内訳	国	746億8,542万円	3 出産育児一時金	1件 42万円
	県	198億3,613万円	葬祭費	1件 5万円
	その他	2,422億6,179万円	4 特定健康診査・保健指導	(対象者 681,900人)
	市費	322億4,455万円	(1) 事業目的 生活習慣病の発症や重症化を予防し、保健向上及び高齢者福祉の増進を図ります。 (2) 重症化予防対策の取組 〈新規〉 特定健康診査の結果から生活習慣病の悪化の可能性のある対象者に対して保健指導等を実施します。	

5 保険料

- (1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ
市費繰入項目：保険料対象費用額（医療給付費分・後期支援金分）の5.5%
- (2) 保険料算定方式の変更に伴う対応（継続実施）
保険料が急激に増加する世帯に対し経過措置を実施（2年目）し、その費用の一部に市費を繰り入れます。（12.5億円）
- ア 対象者
（ア）所得33万円を超える市民税非課税者
（イ）基準総所得金額が課税標準額の1.8倍を超える者（所得控除が多い者）
- イ 内容
（ア）は基準総所得金額の40%を軽減
（イ）は1.8倍を超える所得部分について40%を軽減
- (3) 保険料賦課限度額
・医療給付費分 51万円（前年同）
・後期支援金分 16万円（前年度14万円）
・介護納付金分 14万円（前年度12万円）
- (4) 低所得者の保険料負担軽減の拡大
所得基準額を変更し、保険料均等割額の軽減対象者の拡大を行います。
- ア 5割軽減の基準額
（現行）33万円+24.5万円×（被保険者数-世帯主）
（改正後）33万円+24.5万円×被保険者数
- イ 2割軽減の基準額
（現行）33万円+35万円×被保険者数
（改正後）33万円+45万円×被保険者数
- <例：3人世帯の所得基準額>

	現行	改正後
5割減額	33万円超～82万円以下	33万円超～ <u>106.5万円以下</u>
2割減額	82万円超～138万円以下	<u>106.5万円超</u> ～168万円以下

- (5) 子どもがいる世帯の保険料減免 **<新規>**
- ア 対象者
19歳未満の被保険者が属する世帯の世帯主
（均等割のみの世帯、限度額世帯等を除く）
- イ 内容
保険料算定時の世帯主の基準総所得金額から一定額を控除して算定
※1人あたり控除額 16歳未満⇒33万円。16歳以上19歳未満⇒12万円。
- ウ 期間
26年度から当分の間

<保険料率の比較>

	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
26年度 見込	40%	60%	33,780円	7.51%	10,640円	2.37%	14,060円	2.67%
25年度	40%	60%	33,720円	7.76%	10,670円	2.57%	13,800円	2.87%

6 会計健全運営への主な取組

- (1) 保険料収納体制の強化
(2) 医療費適正化

V 地域医療体制の確保と充実

31	医療政策の推進		事業内容
			1 医療政策の推進 893万円 (1) 医療政策有識者会議の開催等 横浜市の医療政策全般及び具体的な課題について専門的な助言及び情報提供を行います。 (2) 医療政策を担う人材の育成 本市の医療政策を担う人材を育成するため、職員を大学院および外部機関実施の研修に派遣します。 また、職員を対象に、診療情報管理士の資格取得を支援します。 (3) 医療データ可視化調査〈新規〉 病院内の医療情報システムに蓄積した様々な情報を活用し、病院経営において成果を挙げている事例の実態調査を行います。
	本年度	5,799万円	
	前年度	3,179万円	
差 引		2,620万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	4,906万円	2 在宅医療連携拠点の整備等〈拡充〉 4,906万円 横浜市医師会と協働し在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを行う「在宅医療連携拠点」を新たに2区に整備します。 また、在宅医療・介護における職種ごとのリーダーとなる人材の育成を進めます。
	その他	—	
	市費	893万円	

32	小児・産科・周産期医療体制の充実		事業内容
			1 小児救急医療対策 2億円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。 2 産科拠点病院の整備 4,507万円 「産科拠点病院」の本格実施に伴い、指定病院に対し体制確保費等の助成を行います。 (指定病院) 横浜労災病院、市民病院、済生会横浜市南部病院 3 産科医療対策 5,560万円 市内で出産できる環境を充実させるため、産科病床の増床や、産科医師を増員する医療機関に対し、施設整備費や人件費の一部を助成します。 4 周産期救急医療対策 7,815万円 周産期の救急患者の受入を行う周産期センター等に対し運営費を助成します。 5 産科あんしん電話 593万円 市内全ての出産取扱施設の最新の予約状況等を、専用の電話窓口等で案内します。
	本年度	3億8,475万円	
	前年度	4億525万円	
差 引		△2,050万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,524万円	
	その他	—	
	市費	3億5,951万円	

33	地域医療体制の確保		事業内容
	本 年 度	74億7,314万円	1 医師等人材確保対策〈拡充〉 1,641万円 子育て等に配慮した働きやすい職場環境を整備するため、当直医師の確保を行う医療機関に対する支援等を行います。
	前 年 度	76億1,486万円	2 看護人材確保対策事業 5億1,139万円 横浜市医師会立看護専門学校（菊名校・保土谷校）及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を助成します。 また、市内における看護師の再就職等を推進するため、複数の医療機関合同での復職支援事業を実施します。
	差 引	△1億4,172万円	3 横浜市医師会立看護専門学校再整備〈新規〉 5,168万円 老朽化した横浜市医師会立看護専門学校二校を統合し、移転・再整備するための設計費を補助します。（移転先：旧鶴見工業高校西側跡地）
本年度の財源内訳	国	—	4 地域医療を支える市民活動の推進 1,528万円 (1) 小児救急医療の啓発 医療機関の適切な利用を推進しながら、子育て家庭の安心を目指し、地域の子育て支援団体、医療機関等との協働により、区役所等で小児救急のかかり方や家庭での看病に関する講座等の啓発活動を行います。 (2) 市大医学生による医療教育活動の支援 小・中学生等を対象とした適正受診等の医療教育活動に対し、支援を行います。 (3) 医療全般に関する啓発 生活習慣病の重症化予防、在宅医療、その他医療全般に関する啓発を行います。 (4) 医療に関する情報発信 外国語冊子の作成等により医療に関する情報を発信します。
	県	—	
	その他	5,000万円	
	市 費	74億2,314万円	
			5 地域中核病院支援事業 3億1,170万円 救急医療など地域医療に貢献する地域中核病院に対し、建設時の資金等の借入れに伴う利子を補助します。
			6 病院事業会計繰出金 65億6,668万円 市立病院が実施している救急医療などの政策的医療や、企業債元利償還にかかる経費等について一般会計から繰り出します。 (1) 市民病院 15億6,760万円 (2) 脳血管医療センター 27億8,221万円 (3) みなと赤十字病院 22億1,687万円

34	救急医療体制の充実		事業内容 1 横浜市重症外傷センター整備事業〈新規〉 8,000万円 重症外傷診療の拠点として、横浜市重症外傷センターを市内2か所（市大センター病院・済生会横浜市東部病院）に整備し、外傷救急医療体制の充実を図ります。 2 初期救急医療対策 6億3,277万円 (1) 初期救急医療機関への支援 休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保します。 ア 夜間急病センターの運営（北部・南西部） イ 休日急患診療所の運営等（市内18か所） (2) 横浜市救急医療センターの運営 ア 夜間急病センター（桜木町） イ 救急医療情報・相談ダイヤル（#7499） 電話により市民が利用しやすい医療情報の提供を行います。 (ア) 小児救急電話相談 お子さんの急病時などに、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 (イ) 救急医療情報センター 24時間365日、救急医療機関を案内します。 3 二次救急医療対策 3億7,859万円 (1) 二次救急拠点病院への支援 夜間・休日の二次救急（内科・外科）患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急に対応する病院を「二次救急拠点病院」とし、体制確保に係る人件費、空床確保費及び救急患者受入実績に応じた助成を行います。 (2) 病院群輪番制参加病院への支援 病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等を助成します。 （市域全体で、1～2病院体制） 4 転院支援の強化（病病連携推進事業） 138万円 救急隊が現場で搬送先の病院選定に苦慮する事案について、救急病院の受入病床の確保を図るため、救急病院と転院先の病院との連携の構築を支援するとともに、受入実績に応じた助成を行います。 5 YMAT（横浜救急医療チーム）の運営 192万円 市内で発生した災害現場に駆けつけ、消防隊員と共に救命医療を行う、YMAT（医師・看護師等により編成）を運営します。
	本 年 度	10億9,466万円	
	前 年 度	10億1,914万円	
	差 引	7,552万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,032万円	
	その他	9万円	
	市 費	10億7,425万円	

35	災害医療体制の充実		事業内容 横浜市防災計画の修正（平成25年4月）に伴う、新たな災害医療体制を引き続き充実・強化させていただきます。
本 年 度	4,113万円		1 備蓄医薬品の管理・医療資器材等の更新 2,812万円 災害発生時に使用するための医薬品・資器材類について、市薬剤師会の協力により医薬品の管理を行うとともに、医療資器材等について必要な更新を行います。
前 年 度	1億695万円		
差 引	△6,582万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	4,113万円	2 関係機関との連絡調整等の体制強化 1,301万円 本市及び医療関係団体をつなぐ非常用通信手段を活用した、定期的な訓練を実施するほか、災害医療連絡会議の開催や、医療救護隊（看護職）を対象とした研修の実施等により、災害医療体制の一層の強化を図ります。



https://twitter.com/yokohama_kenko

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

36	370万市民の健康づくりの推進		<p>事業内容 「第2期健康横浜21」を加速させ、活力ある横浜を築くため、企業や地域等と連携した都市型の健康づくりモデルを創出し、オール横浜で「健康寿命日本一」を目指します。</p> <p>※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間〈横浜市健康寿命/男性70.98歳・女性75.65歳/出典H22国民生活基礎調査〉</p>
本 年 度	3億4,881万円		<p>1 健康横浜21推進事業 7,867万円 第2期健康横浜21計画に掲げる、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から生活習慣の改善に取り組みます。さらになんがん検診、特定健診の普及を進めることで、生活習慣病の重症化予防を図ります。</p> <p>2 よこはま健康アクション推進事業〈新規〉 3,500万円 市民の健康行動を誘発する魅力あるプロモーションや、企業と連携し、従業員や市民の健康づくりを後押しする取組、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。</p>
前 年 度	1億2,961万円		
差 引	2億1,920万円		
本年度の財源内訳	国	2,314万円	
	県	883万円	
	その他	3,574万円	
	市 費	2億8,110万円	
<p>(1) 市民の健康づくりに意欲的な企業をパートナーとする推進組織の設立準備 (2) 市民の健康行動を誘発する魅力あるプロモーションの実施 (3) 地域で、社会参加やつながりを通じて健康づくりを推進する地域人材や職員の育成 (4) シニアパワーが発揮される社会参加の環境づくり (5) 従業員の健康づくりに取り組む「健康経営企業」応援事業の実施 (6) 糖尿病等の重症化予防の個別指導等 (7) 生活保護受給者等への健康支援 (8) ヘルスデータを分析・活用する環境整備 (9) 高齢者の健康づくり応援事業（ロコモ予防）〈再掲〉</p> <p>※ 上記事業に、下記『よこはま健康スタイル推進事業』を加えた10事業で実施します。</p>			
3 よこはま健康スタイル推進事業〈拡充〉		2億2,962万円	
<p>市民が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に実施していきます。</p> <p>(1) よこはまウォーキングポイントの導入 40歳以上の市民を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを、民間事業者と共同で11月頃に実施します。</p> <p>(2) よこはま健康スタンプラリーの実施 子どもから高齢者まで、健診や健康づくり等を通じて、ポイントがたまる事業を11月頃に実施します。</p> <p>(3) よこはまシニアボランティアポイントの実施〈再掲〉</p>			
4 食育の推進		552万円	
<p>「横浜市食育推進計画」に基づき、市民・関係団体・民間事業者と一体となった、多様で効果的な食育プロモーションを引き続き実施します。</p>			

37	がん検診事業		事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種がん検診を、実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。			
	本年度	37億7,010万円	区分	対象		
	前年度	32億1,111万円	26年度	25年度		
	差引	5億5,899万円	胃がん検診	40歳以上 (年度に1回)	60,000人	54,000人
本年度の財源内訳	国	5億609万円	肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	55,000人	41,000人
	県	—	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	110,000人	110,000人
	その他	178万円	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	66,500人	66,500人
	市費	32億6,223万円	大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	135,000人	132,000人
			P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (年度に1回)	60,000人	56,000人
			計		486,500人	459,500人
			1 各種がん検診の実施		25億4,970万円	
			市民の受診機会を確保するため、医療機関、区福祉保健センター等でがん検診を実施します。 (胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺〈PSA〉)			
			2 内視鏡による胃がん検診モデル事業〈新規〉		7,427万円	
			胃がん検診は胃部エックス線検査により行っていますが、実施医療機関が減少していることから、新たに内視鏡による胃がん検診をモデルとして実施し、本格的な導入に向けて必要な検討を行います。			
			3 がん検診推進事業		2億702万円	
			特定の年齢の方に対して大腸がんの無料クーポン券等を送付することで、早期発見・早期治療の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。 (対象年齢) 40・45・50・55・60歳 (男女)			
			4 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業〈新規〉		8億516万円	
			(1) 無料クーポン券未使用者へのクーポン券送付 過去(21～24年度)に子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を使用しなかった方に対して、再度無料クーポン券を送付し、受診率の向上を図ります。 〈対象人数〉 子宮頸がん 約36万人、乳がん 約43万人			
			(2) 無料クーポン券使用者への受診勧奨 過去(21～24年度)に子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を使用した方に対して、受診勧奨通知を送付し、定期的な受診につなげていきます。 〈対象人数〉 子宮頸がん 約8.9万人、乳がん 約7.3万人			
			(3) 検診開始年齢の方への無料クーポン券送付 子宮頸がん検診の対象となる年齢(20歳)及び乳がん検診の対象となる年齢(40歳)の方に対して、無料クーポン券を送付し、検診の初回受診率を高めていきます。 〈対象人数〉 子宮頸がん 約1.6万人、乳がん 約3.2万人			
			5 受診勧奨通知の個別送付〈拡充〉		1億3,395万円	
			罹患率の高い世代(60歳代)の方や40歳～60歳のうち国の補助事業の対象でない年齢の方に対して、受診勧奨通知を個別に送付し、受診率の向上を図ります。また、効果的な受診勧奨を行うため、がん検診台帳システムを導入します。			

38	予 防 接 種 事 業	
本 年 度	92億2,266万円	
前 年 度	87億5,688万円	
差 引	4 億6,578万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—
	県	39万円
	その他	1 万円
	市 費	92億2,226万円

事業内容

感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関において実施します。

1 子どものための予防接種事業 77億1,806万円

- (1) 水痘ワクチン〈新規〉 8億750万円
26年10月（予定）から新たに水痘（水ぼうそう）ワクチンの予防接種を実施します。
（予防接種法の改正予定）

ワクチン種類	対象者	接種回数
水痘	1 歳～2 歳	2 回
	(3 歳～4 歳)	1 回

※3歳～4歳は26年度限りの経過措置

(2) 四種混合ワクチン等 69億1,056万円

四種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ）、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合ワクチンなどの予防接種を引き続き実施します。

ワクチン種類	対象者	接種回数
ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回
BCG	1歳未満	1回
麻しん風しん混合	1期 1歳～2歳未満	2回
	2期 5歳～7歳未満※1	
日本脳炎※2	1期 生後6か月～7歳半未満	4回
	2期 9歳～13歳未満	
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回
二種混合	11歳～13歳未満	1回
子宮頸がん予防※3	小6～高1相当の女子	3回

※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで

※2 接種が完了していない方の内、生年月日が平成7年4月2日から19年4月1日の間の方に限り、20歳未満まで接種可能

※3 26年4月末現在、接種を積極的にはお勧めしていません。

2 高齢者のための予防接種事業

15億460万円

(1) 肺炎球菌ワクチン〈新規〉

5億3,454万円

高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、26年10月（予定）から新たに肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。
（予防接種法の改正予定）

ワクチン種類	対象者	接種回数
成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳以上	1回

(2) 季節性インフルエンザワクチン

9億7,006万円

65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

39	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	36億3,595万円		1 感染症・食中毒対策事業 2,715万円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等により発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。 2 結核対策事業 2億4,716万円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。 3 エイズ・性感染症予防対策事業 6,430万円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。 4 衛生研究所運営事業 1億8,959万円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行います。 5 衛生研究所再整備事業 30億円 老朽化した衛生研究所を金沢区富岡東に移転・再整備します。 26年度は、本体工事完了後、移転業務を実施します(12月開所予定)。
前年度	22億6,652万円		
差引	13億6,943万円		
本年度の財源内訳	国	1億8,789万円	
	県	4,522万円	
	その他	537万円	
	市費	33億9,747万円	

40	新型インフルエンザ 等対策事業		事業内容 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき必要な対策を講じます。
本年度	9,595万円		1 医療体制の確保等 9,537万円 (1) 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等に配付する個人用感染防護具等を備蓄します。 (2) 24年度に地域中核病院等と締結した協定に基づき、医療用資器材の整備や抗インフルエンザ薬の備蓄を進めます。 (3) 仮設の帰国者・接触者外来を設置し、発生時を想定した実地訓練を実施します。 (4) 医療関係者連絡協議会を開催し、引き続き連携の強化を図っていきます。 2 市民啓発の推進 58万円 市民や事業者等に対し、正しい知識や発生時の対応策等についての啓発を行います。
前年度	6,606万円		
差引	2,989万円		
本年度の財源内訳	国	49万円	
	県	—	
	その他	—	
	市費	9,546万円	

41	医療安全の推進		事業内容 1 医療安全支援センター事業 1,106万円 (1) 医療安全相談窓口 医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係構築及び医療機関における患者サービスの向上・促進を図ります。 (2) 医療安全研修会 医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、医療従事者対象の研修会を開催します。また、市民向け啓発の充実を図ります。
本 年 度	4,656万円		2 薬務事業 1,236万円 (1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導を行います。 市民を対象とした「薬物乱用防止キャンペーン」開催や啓発用ホームページの内容拡充など、薬物乱用防止啓発の一層の強化を図ります。 (2) 医療法人の認可、届出の指導を行います。 (3) 衛生検査所の登録、立入検査を行います。
前 年 度	4,382万円		
差 引	274万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	3,211万円	
	市 費	1,445万円	
			3 医療指導事業 2,314万円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務や許認可業務を通じて、市内における適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。

42	放射線対策推進事業		事業内容 引き続き、市民の安全・安心を確保するため、適切かつ効果的に放射線対策を講じていきます。 食品中の放射性物質対策としては、市内流通食品等や小学校給食食材の検査などについて対応し、それらの検査情報などを市民へわかりやすく迅速に提供します。
本 年 度	5,060万円		1 市内流通食品等検査事業 3,073万円 水産物や乳児用食品・牛乳等に重点を置きつつ、市内産農畜水産物、中央卸売市場流通食品、及び市内量販店流通食品などについて、これまで行われてきた本市や他都市における検査での検出状況を踏まえて効率的に検査を実施します。
前 年 度	8,379万円		
差 引	△3,319万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	5,060万円	
	市 費	—	
			2 食肉市場での牛の全頭検査事業 438万円 横浜市中央卸売市場食肉市場へ出荷される牛の全頭検査について、引き続き実施します。
			3 放射線対策推進費 1,549万円 放射線対策本部を中心に各区局と連携しながら、状況に応じた迅速かつ適切な対策を講じていきます。

43	食の安全確保事業		事業内容 食中毒等を防止するため、また、違反食品の流通防止のために様々な角度から監視指導や検査を行い、食の安全を確保します。
本 年 度	2 億5,398万円		1 食品衛生監視指導等事業 2,896万円 食品関係施設に対する監視指導等を実施します。
前 年 度	2 億9,781万円		2 食の安全強化対策事業 8,034万円 カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスによる食中毒を予防するため、施設の監視指導及び検査の両面から対策を実施します。 また、国産及び輸入農産物、養殖魚、食肉等を対象に残留農薬や動物用医薬品の検査を実施するほか、給食、市内流通加工品等を対象にアレルギー原材料や遺伝子組換え食品等の検査を実施します。
差 引	△4,383万円		3 市場衛生検査所運営事業 1 億4,468万円 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌、抗生物質等の検査や監視指導を実施します。
本年度の財源内訳	国	327万円	
	県	—	
	その他	1 億8,740万円	
	市 費	6,331万円	

44	快適な生活環境の確保事業		事業内容 環境営業施設の衛生を確保するとともに、レジオネラ症の防止対策を徹底します。また、墓地許認可についても厳格な審査を行います。
本 年 度	7,712万円		1 環境衛生監視指導事業 814万円 ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等環境営業施設の衛生を確保するため、監視指導や水質検査等を実施します。 また「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置して、専門の有識者による財務状況審査を行い、墓地許認可事務を適切に実施します。
前 年 度	7,886万円		
差 引	△174万円		2 建築物衛生対策事業 910万円 レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や給湯設備、循環式浴槽等の設備の日常管理について、施設管理者等に適正な維持管理手法を周知し、指導を行います。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	969万円	
	市 費	6,743万円	3 災害時生活用水確保事業〈拡充〉 610万円 (1) 災害応急用井戸の簡易水質検査を実施します。 (2) 災害応急用井戸のポンプ等の修繕にかかる経費について、一部を補助します。

45	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 犬や猫の適正飼育や終生飼育、不妊去勢手術の推進、犬や猫の保護収容や狂犬病予防事業等を実施し、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指していきます。
本 年 度	1億7,869万円		1 動物愛護センター運営事業 3,296万円 動物愛護センターは動物行政の拠点であるとともに犬や猫とのふれあいをきっかけとした市民活動を支援する地域交流の場としても活用します。 2 動物愛護普及啓発事業 4,065万円 適正飼育の普及啓発事業や、猫の不妊去勢手術及びマイクロチップの装着推進のために費用を一部助成し、さらに地域猫活動モデル事業も継続実施します。 3 動物保護管理事業 6,841万円 市民からの依頼に基づく犬・猫の引取り業務、放れている犬、飼い主が不明な猫及び傷病動物を保護収容し、診察及び治療を実施します。 保護収容した犬や猫等は飼い主への返還や可能な限りの譲渡を行います。 さらに、動物取扱業の監視指導を行います。 4 狂犬病予防事業 3,426万円 狂犬病の発生予防のため、犬の登録、狂犬病予防注射の実施の推進、鑑札等の交付を行います。
前 年 度	2億3,016万円		
差 引	△5,147万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1億1,481万円	
	市 費	6,388万円	

46	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 公害健康被害者対策事業（一般会計） 6億5,818万円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業
本 年 度	7億1,457万円		2 石綿健康被害対策事業（一般会計） 1,845万円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。 3 公害被害者救済事業費会計 3,794万円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
前 年 度	7億4,734万円		
差 引	△3,277万円		
本年度の財源内訳	国	4,141万円	
	県	—	
	その他	6億6,072万円	
	市 費	1,244万円	

47	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容
	本 年 度	19億6,735万円	1 斎場運営事業 14億7,269万円 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。
	前 年 度	19億9,997万円	2 民営斎場使用料補助事業 3,125万円 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 (補助金額：16,000円/件)
	差 引	△ 3,262万円	3 墓地霊堂事業 2億9,684万円 市営墓地(久保山・三ツ沢・日野公園・根岸外国人)及び久保山霊堂の管理運営を行うとともに、25年度に引き続き未使用区画の再募集(久保山墓地 300区画を予定)を行います。
本年度の財源内訳	国	—	4 メモリアルグリーン事業 1億1,810万円 メモリアルグリーンの管理運営を行います。
	県	—	5 市営墓地整備事業 4,334万円 (1) 日野公園墓地納骨堂については整備に向けた実施設計を行います。 (2) 舞岡リサーチパーク跡地については公園型の墓園整備に向けた基本計画を実施します。〈新規〉
	その他	11億7,137万円	6 災害時用資機材確保事業〈新規〉 513万円 大規模災害による多数遺体の発生に備えるため、各区遺体安置所指定施設や市営斎場において必要な資機材を確保します。
	市 費	7億9,598万円	

<参考> 臨時福祉給付金給付事業

消費税率の引上げに際し、低所得者への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として現金給付を実施(全額国費)

- ・ 給付対象：平成26年1月1日時点で住民基本台帳に登録されており、かつ、26年度市民税(均等割)が課税されていない者のうち市民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等及び生活保護制度の被保護者等は除く。
- ・ 給付額：対象者1人につき1万円(基礎年金受給者等は1人につき5千円を加算)

外郭団体関連予算一覧

【歳出】

(単位：千円)

団体名	区分	26年度	25年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)寿町勤労者福祉協会	補助金	73,323	68,464	4,859	① 寿町総合労働福祉会館の管理・診療所の運営等
	委託料	41,568	47,185	△ 5,617	① 寿生活館の管理
	計	114,891	115,649	△ 758	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	5,338,082	5,604,062	△ 265,980	
	委託料	1,383,955	1,312,353	71,602	
	計	6,722,037	6,916,415	△ 194,378	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,489,975	1,448,349	41,626	① 団体事業費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター
	委託料	1,254,553	1,181,120	73,433	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,744,528	2,629,469	115,059	
障害者支援センター	補助金	3,848,107	4,155,713	△ 307,606	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	129,402	131,233	△ 1,831	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	3,977,509	4,286,946	△ 309,437	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	2,628,670	2,686,740	△ 58,070	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,628,670	2,686,740	△ 58,070	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	4,786	6,270	△ 1,484	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	925,364	907,921	17,443	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営
	計	930,150	914,191	15,959	
合計		10,395,748	10,632,995	△ 237,247	

【歳入】

(単位：千円)

団体名	区分	26年度	25年度	増 △ 減	主な内容
(福)横浜市社会福祉協議会	貸付元利収入	208,000	192,000	16,000	平成9年度～15年度のふれあい助成金事業への貸付金の償還 ※26年度で完済予定
合計		208,000	192,000	16,000	



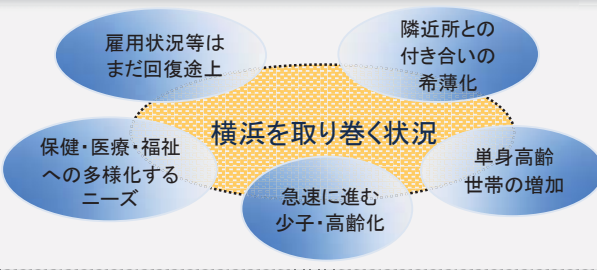
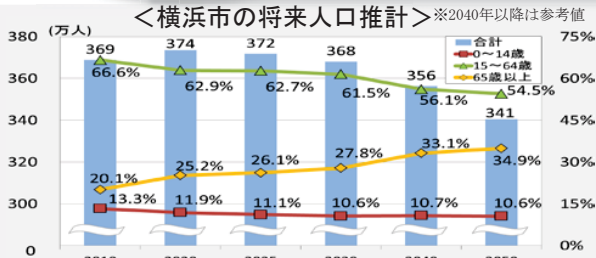
HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし

平成26年度 健康福祉局 運営方針

I 基本目標

- 今日の安心** 今日の生活に不安を抱える市民に、迅速かつ積極的に対応
日々の生活で発生する様々な不安や課題に、タイムリーかつ柔軟に対応します。
- 明日の安心** 明日の生活を市民の皆様が安心して送れるよう、施策のさらなる前進
新たな中期計画に掲げる保健・医療・福祉施策を着実に進めます。
- そして将来への安心に向けて** 健康寿命日本一に向けて、超高齢社会に対応した「つながり」を実感できる福祉社会の構築
持続可能なサービスの提供と安心して暮らせる地域づくりを市民の皆様と共に進めます。



II 目標達成に向けた組織運営

◎2025年以降を見据えた重要課題への取組

- 活力ある超高齢社会を築くため、よこはま健康アクション及びよこはま健康スタイルを強力に推し進め、370万市民や企業等と連携した『都市型の健康づくり横浜モデル』を創出します。特に、11月にスタートする、よこはまウォーキングポイントの目標参加登録者5万人の達成に向け、局一丸となって取り組みます。
- 「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者プラン(第3期)」を策定するとともに、26～27年度に作成する第3期各区地域福祉保健計画の円滑な策定を支援します。また、シニアパワーを活かし、身近な生活課題に対応できる地域づくりを進めます。
- 各種計画※の策定・推進によって、保健・医療・福祉の各分野の人材・ノウハウ・情報を共有・連携させ、より効果的なサービスを提供するとともに、誰もが安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築します。
※地域福祉保健計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者プラン、国民健康保険特定健康診査等実施計画 よこはま保健医療プラン2013、健康横浜21 など

◎財政基盤の強化に向けた取組

- 持続可能な制度となるよう、中期的な視点から事務事業の見直しを検討・実施し、さらなる歳出削減に努めるとともに、歳入確保を強力に進めます。
- 各種の国制度について、本市の目指す大都市制度を踏まえ、国に対し制度見直し提案を行うとともに、必要な財源措置を強く要望していきます。

◎健康福祉局で働くことに「よろこび」と「誇り」を感じる取組

- 「整理整頓・環境美化」を合言葉に、執務環境を整え、仕事の効率化を図るとともに、活発なコミュニケーションが行われ、働きやすい職場の環境づくりを進めます。
- 一人ひとりが縦割りを廃し、仕事の達成感を感じられる組織づくりを進め、現場職員の声を事務・事業に生かします。

III 目標達成に向けた施策

1 地域福祉保健の推進

- ◇地域福祉保健計画の策定・推進
- ◇地域ケアプラザの運営支援、整備の促進
- ◇区福祉保健センターの人材育成、運営支援
- ◇地域における見守り・孤立予防の推進
- ◇権利擁護の推進

2 高齢者保健福祉(地域包括ケア)の推進

- ◇高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定・推進
- ◇高齢者の社会参加の促進
- ◇効果的な健康づくり・介護予防の取組
- ◇認知症支援施策の拡充
- ◇地域密着型サービスの充実
- ◇高齢者が安心して生活できる住まいの確保
- ◇特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの整備
- ◇介護人材の育成、確保

3 障害者施策の推進

- ◇障害者プランの策定・推進
- ◇「将来にわたるあんしん施策」の推進
- ◇障害者の就労支援施策の強化
- ◇障害者の移動支援施策の推進
- ◇入所施設や病院から地域生活への移行の推進
- ◇後見的支援制度の拡充
- ◇ヨコハマ・パラトリエンナーレの開催

4 生活基盤の安定と自立の支援

- ◇生活保護受給者やホームレスの自立支援の推進
- ◇生活困窮者自立支援制度に向けた取組の推進
- ◇寿地区の総合的施策の推進
- ◇生活保護制度の適正な運用の推進
- ◇国保の安定した財政運営
- ◇国保特定健診等受診率向上への取組
- ◇臨時福祉給付金の確実な給付

5 地域医療体制の確保と充実

- ◇医療政策の総合的な企画と推進
- ◇在宅医療と介護の連携の推進
- ◇小児・産科・周産期医療の充実
- ◇救急医療体制の強化
- ◇災害時医療体制の充実

6 健康で安全・安心な暮らしの支援

- ◇「健康横浜21」推進事業の展開
- ◇個別受診勧奨通知等によるがん検診受診率の向上
- ◇新たな衛生研究所への円滑な移転及び機能強化
- ◇医療の安全・安心の推進
- ◇感染症等を中心とした健康危機管理対策の推進
- ◇食中毒予防等食の安全対策の推進
- ◇市民ニーズに対応した市営墓地・斎場の整備
- ◇動物愛護の推進

★基本目標等を具体化する、主な事業・取組は、健康福祉局26年度予算概要をご覧ください。

基本的な考え方